

第463回（定例）福崎町議会会議録

平成27年9月25日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成27年9月25日、第463回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 13名

1番	宮内富夫	8番	木村いづみ
2番		9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	城谷英之	13番	高井國年
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 大塚謙一 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	尾崎俊也
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	谷岡周和
健 康 福 祉 課 長	三木雅人	農 林 振 興 課 長	松岡伸泰
ま ち づ くり 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	松田清彦
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
それでは、通告順に発言を許可いたします。
1番目の質問者は城谷英之議員であります。
質問の項目は

1. 消防行政について
2. 観光行政について
3. 伝統文化について
4. 町長の政治姿勢について

以上、城谷英之議員、どうぞ。

城谷英之議員 皆さんおはようございます。議席番号6番、城谷です。

議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきます。

当初の通告では、消防行政について、観光行政について、伝統文化について、町長の政治姿勢についての順で一般質問をさせていただく予定でしたが、4番の町長の政治姿勢についてから質問させていただいても、議長よろしいでしょうか。

議 長 はい、結構です。続けてください。

城谷英之議員 ありがとうございます。

では、嶋田町政5期20年の町行政を振り返っての質問をさせていただきます。

嶋田町長は約20年にわたり福崎町のために身を粉にして頑張っておられました。この前、インターネットで嶋田町長と検索すると、ウィキペディアが一番上に出てまいりまして、その中で、嶋田正義、日本の政治家、日本の教育者と、このように一番上に出てきたわけであります。

また、主な政策は、もちむぎ食品センターの再建、町の名産品であるもち麦の加工食品を製造・販売する第三セクターもちむぎ食品センターが、前町長時代の1990年6月11日に設立、しかし、経営悪化や3億7,000万円にのぼる使途不明金が発覚したことにより、2000年10月27日をもって町長みずからが代表取締役につく。商品開発やトップセールスが功を奏して、就任3年目で初の黒字を計上。

また、全国初の膜処理法下水処理場、2005年4月1日、下水処理場である福崎浄化センターが操業を開始、公共下水道については、当時全国で初めて膜分離活性汚泥法を利用しており、各方面では大きな注目を集めた。膜処理法の採用は、2001年に国土交通省が同法を認可したのを受け、町長みずからが従来の処理方式に基づく計画から変更したことで実現したものである。

なお、同センター建設に当たり土地を確保していたが、膜処理法採用に伴い従来式の半分の面積で済んだため、センターに隣接する形で町立図書館を新設。

そして、中学卒業まで医療費無料化。町では2010年度以降、中学卒業までの医療費窓口負担無料化を実施。国は町に対し、年間1,250万円にのぼる国庫負担金の減額を行っているものの、医療費無料化の動きはたつの、相生、宍粟と西播磨4市などにも広がっている。今は県でも広がっております。

このようにウィキペディアでは嶋田町長について、載っております。

嶋田町長は約20年にわたって福崎町の指揮をとってこられました。本人のご努力があったのはもちろんのこととは思いますが、前副町長の助力も非常に大きかったのではないかと感じております。

そこでお尋ねをしたいと思います。嶋田町長のお考えはどのようでしょうか。

町 長 かなり記憶から薄れていた内容まで掘り起こしていただきまして、ありがとうございました。

もちろん、町政というのは1人でできるわけではありませんで、何よりも町民の皆さんのご理解とご協力が必要、その次には議会議員の皆さんの協力が必要、そして、町職員の協力が必要という、多くの皆さんのご協力があって、初めて成り立つものであります。

その中でも、副町長の果たす役割は極めて大きいと、このように思います。20年の間に2人の副町長にお世話になりました。どちらも立派な方でありまして、それぞれ大きなお世話になったわけでございます。そういった意味で副町長の果たす役割に支えられて、今日まで歩んで来ることができたと、そのように思っております。

城谷英之議員 前副町長について、平成17年の3月に橋本省三氏を副町長に指名されておられます。副町長としては若く抜擢と思うのですが、どの部分を評価され、どのような思いで人事をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

町長 私は2人の副町長にお世話になりました。副町長を選ぶ理由の一つは、私に能力のないところを補っていただくということが一つであります。

私は議会議員の経験とか、教員の経験はありますけれども、行政経験は皆無であります。行政というのは特別に困難な仕事がたくさんあるわけでありまして、処理すべき法律条例というのも極めて大きいわけでありまして、こうした事柄に精通されておられる方を、まず選ばせていただいたわけであります。

そして、私はできるだけ、できれば役場においでになる方を副町長にしようというふうに思っておりましたので、その選任の範囲は余り外部には目をやらずに、町職員の方々の中からはなっていたらこうと、こう思ったわけであります。

そしてまた、町行政を進めていく上で大きな役割を果たすのが、やはり予算編成です。予算編成というのは、財政事情が非常に詳しい方でないと、なかなか難しいという側面もありますから、財政的に非常に有能な方、よく知っておられる方、そして全般的に能力を持っておられる方、そして何よりも職員の統率ということも一つ大事な要素でありますから、そういった意味で職員の皆さんの信頼を得られておられる方、こういう形で選任をさせていただいたわけでございます。

城谷英之議員 嶋田町長がこのあいだ会見の中で、12月の町長選挙には出馬しないということをおっしゃられたと思うんですが、今、嶋田町長が考えておられる次期町長に求める資質、人物像について、お尋ねをしたいと思います。どのような方が次期町長にふさわしいと思っておられるか、お尋ねしたいと思います。

町長 まず、私は皆さんにもお示ししておりますとおり、柳田國男さんの言葉を引用しながら、ほんのわずかでもいいからよい町をつくらうという、そういう人が福崎町内でふえていくことが大事であります。

そういうことから、参画と協働のまちづくりというのを、この20年間一貫して掲げてまいりました。

そういった意味では、その内容をきちっと継承し、さらにそれでは不十分でありますから、足りないところは補って、発展させていく、そういう姿勢を持っておられる方がいいのではないかと考えております。

そういった意味では、副町長とはコンビを組みまして、第4次総合計画、そしてそれを実行しながら第5次総合計画も一緒につくらせていただいた。もちろん、町民の皆さんや多くの皆さんの協力があることでありますけれども、そういった意味では、第5次総合計画ということについても、十分な見識をお持ちではないかと、このように思っております。

ですからそれを大いに福崎町政発展のために活用していただくということがで

きる人というふうを考えているわけであります。

私は、20年前に町会で皆さんの質問にお答えしたのは、同じ内容でありますけれども、三つの角度で答えております。それは、問われる皆さんの質問の仕方が違うから、私も答えを変えたというだけでありまして、内容は全く同じであります。

第1番目、住民こそ政治の主人公というふうに答えさせていただいた方があります。

2番目には、有理有利有節と答えたときがあります。有理というのは理屈がある、道理があること。そして2番目には町民の利益をしっかりと守ること。しかし、その二つがあったとしても、ルールを守る節度をしっかりとわきまえて、町政をしたいということであります。

そして、別の方には、憲法を暮らしの中に生かす政治を進めていく、こういう三つの観点で町政を進めていけば、そんなに大きな間違いは起こさないだろうと思っているわけであります。

そういった意味で、政策的といいますか、そういう意味ではそうであります。

そしてもう一つは、人格的な質問もございました。

私は、公正明朗な方であってほしいと、このように願っているわけであります。えこひいきをせず、全ての方に等しく接するというんでしょうか、そういう誠実な方であればいいと、このように思っております。

城谷英之議員 ありがとうございます。

平成27年7月1日に、神戸新聞に橋本前副町長が町長選に立候補されると、記事がございました。

嶋田町長は、後継として橋本氏を支援する考えを示したと載っておりましたが、この真意について、お伺いをしたいと思えます。

町長 これまでの答弁でほぼ出尽くしているのかなと思えますけれども、あえて重複ではありますがお答えをさせていただければ、やはり苦勞をしながら10年を超えて一緒に町政を担当させていただいた方であります。気心もわかっておりますし、私のにとってまいりました参画と協働のまちづくり、第5次総合計画、そういったことをしっかりと進めていただけるだろうというふうに思っておりますので、そのように神戸新聞の記者会見というんでしょうか、新聞の記者会見の中で、そのように申しました。

城谷英之議員 今後、福崎の将来がかかっておりますので、福崎町の行く末をきっちり導いてくださる方になっていただきたいと、このように考えます。

続きまして、私が言うといえ、消防行政であります。地域防災力として消防団等充実強化法において、住民一人一人がみずから行う防災活動、自主防災組織、消防団、水防団、その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される、地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう、と定義されているわけですが、この消防団等充実強化法について、地域防災力の中核を担うのが消防団であるとされており、要因動員力、即時対応力、地域密着性等を有する地域の安心・安全を確保するために果たす役割は極めて大きいものであると、一般社会経済情勢の変化を受け、消防団員数は平成2年には100万人を割り、平成26年4月1日現在、86万4,633人と年々減少を続けている状況であるが、対前年減少幅マイナスの4,239人、平成25年マイナス5,321人と、比べて小さくはなっているんですが、また、特に南海トラフ地震や首都直下地震を初めとした大規模災害に対

応するために、地域力の充実強化は、公助だけでなく、自助、共助とのバランスをとりつつ、総合的に進めていく必要があると、このように言われているわけであります。

消防団員全体に占める被用者団員の割合は、平成25年4月1日現在で71.9%となっており、大きな役割を占めている。人口当たりの消防団員数が少ない傾向にある都市部を中心に、被用者割合の増加が今後も進展することが見込まれることを踏まえ、被用者の消防団への加入の促進に特に力を入れていく必要があると、このように消防団等充実強化法の中核とした会議で言われております。

平成25年12月、消防団等充実強化法が確立され、国も消防団の加入促進に力を入れております。福崎町では、消防団の加入促進をどのように行われているのか、お答えを願いたい。

住民生活課長 少子高齢化や大学進学、就職時に町外に転出してしまうなど、団員確保が難しい状況になっている中、福崎町では各分団の勧誘努力によりまして、条例定数の600人を維持することができております。

しかしながら、今後はますます厳しい状況になってくるかと思われるため、消防団、本団幹部とも協議しながら、加入促進に向けた取り組みを検討していきたいと考えております。

また、本年度県の呼びかけによりまして、消防団活性化ワークショップ事業などを県内3市町でも行われておりまして、そこでの意見も参考にしながら、考えていきたいというふうに思っております。

城谷英之議員 もちろんその県の意見も大切ですが、消防団員の活動しやすい環境をつくるのが最も大切であると思っております。消防団員は被用者として所属する事業者の理解が不可欠である。消防団協力事業所表示制度が平成18年度から設けられているが、この制度は全国でどのぐらいあるのか、お答えを願いたい。

住民生活課長 ことしの4月現在で、制度を導入しております市町村は1,156ございまして、事業所数につきましては、1万1,446でございます。

城谷英之議員 この消防団協力事業所の増加のためには、消防団協力事業所に対して、効果的なメリットを用意することが必要であると考えられます。

長野県及び静岡県においては、一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、事業税額の2分の1、限度額10万円を減税する措置が実施されています。

我が福崎町でも検討を行うべきではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

住民生活課長 議員が言われております税などの優遇措置については、非常にいいことではないかと思っておりますが、団員の勤務状況などからも、町だけではなく、広く県域で取り組んでいただいたほうがいいのではないかと思います。こういったことにつきまして、県にも呼びかけていきたいと、このように思っております。

城谷英之議員 また、消防団を応援する店というのが全国的にも広まっておりまして、協賛いただいた店舗名、住所、特典、サービスの内容等を消防団にお知らせし、その会社は消防団を支援する社会貢献の店として、市のホームページ等で紹介してもらえたりすることができるみたいです。

兵庫県でも、篠山市でも取り組んでおられる消防団応援団の店の取り組みの実施に対しては、兵庫県でも消防団員に対して、こんなカードを発行していると思われるんですが、福崎町ではそういう取り組みはなされていないのでしょうか。

住民生活課長 この消防団応援の店の制度につきましては、県内でも、今議員が言われました篠山市のみが取り組んでいる状況でございます。

です。福崎町では今現在実施はしていませんが、事業所の協力も必要でございまして、今後篠山市の状況も見ながら研究をしていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 ぜひとも商工会の協力をお願いしていただいて、消防団加入の促進にもきつとつながると思っておりますので、また、商工会の発展にもつながると思っておりますので、進めていただきたいと、このように思います。

また、福崎町消防団の昼間の仕事の勤務地の状況についてはどうか。勤務地が大きく離れているケースがあり、消防団OB、福崎町に勤務されている方による機能別消防団を組織してはどうか。今、国ではこの機能別消防団というのがありまして、消防団とは別に組織する団体で、消防団を支援するとか、そのような方向で国のほうは動いていると思うんですが、この機能別消防団の国で決められている報酬については、どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 議員言われますとおり、各分団の勤務状況につきましてはさまざまでございまして、今のところ平日昼間の火災時の消火活動におきましても、各分団出動していただいている状況でありまして、現時点では余り必要ではないかと考えておりますが、今後そういった組織の必要性も当然出てくるようになるかもしれませんので、これにつきましても研究をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、報酬のほうなんですけれども、県内でこの機能別消防団制度を導入しておりますのは、西宮市、篠山市、西脇市の3消防団でございまして、報酬につきましては、それぞれの市で変わっております、日額1,500円から年額3,300円などということとなっております。

城谷英之議員 この福崎町消防団、600名の消防団を維持しつつ、機能別消防団を考えてみられてはどうかと。機能別消防団の交付税措置は1出動に当たり7,000円と、このように聞いております。

もし、機能別消防団を配備されても、十分やっつけられるのではないかなと、このように考えておるわけです。

また、消防団、東日本大震災を踏まえ、消防団員に対する福祉共済の保障が上がったと、このように聞いておりますが、状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 この消防団の福祉共済につきましては、公務中、公務外におきまして、死亡や障害を受けた場合に弔慰金や障害見舞金の給付を受けられるものでございまして、死亡の場合や障害の区分などによりまして、2,300万円から6万円の弔慰金や見舞金が支給されることとなっております。

また、入院の場合、1日当たり1,500円の見舞金も支給されるということでございます。

城谷英之議員 この消防団1人当たりの交付税措置は年間の単価はどのくらいか、また、出動手当の単価はどのくらいか、お聞きをしたいと思います。

企画財政課長 普通交付税におきます消防費の測定単位につきましては、人口でございまして、

平成27年度では、22年度の国勢調査の人口、1万9,830人に補正係数を掛けました2万7,742人に対しまして、単位費用1万1,300円を乗じた3億1,348万5,000円が需用費として見られております。

平成26年度の単位費用で申し上げますと、消防費に占めます非常備消防費の割合でございまして、一般財源ベースで9.5%となっておりますので、非常備消防費の交付税措置は金額にしまして2,978万1,000円となります。

この額を単純に600人で割りますと、団員1人当たり約5万円ということになります。

また、出動手当につきましても、交付税では総額で示されておりまして、1回当たりの単価としてはわかりませんが、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、昨年新聞報道では1回当たり7,000円と報じられております。

これは人口が10万人、分団数が14分団、団員数が563人の標準団体での単価でございますので、これを福崎町に置きかえますと、1回当たり約2,000円となります。

城谷英之議員 ありがとうございます。

この今、課長も答弁あったんですけども、この報酬については兵庫県の報酬については全国でどのぐらいなのか、また、県内でこの福崎町消防団はどれぐらいなのか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 全国との比較につきましては、県に訪ねましたけれども、それについてはちょっとわからないということでございます。

兵庫県内の比較を見てみますと、団長手当から団員手当もあるんですけども、団長手当では県内で15番目、副団長手当では25番目、分団長手当では20番目、団員手当におきましては37番目ということになっております。

城谷英之議員 県のほうでも余り答えられないと思います。といいますのも、この兵庫県はワースト4、全国でもワースト4に入っております。分団員数も多いというのがありますけれども、ワースト4に入っております。

今、課長の答弁で兵庫県の順番を上から言われましたが、最後の団員は下から言うて何番目ですか。いや、答弁はよろしいですけども、上から言えば三十何番目、下から言えば何番目と、このように、全国で無報酬な分団は6分団、1万円未満の分団はたった35分団、その3分の1がこの神崎郡3町が入っているんですね。今、神河の議長さんが傍聴に来られてますけども、この神崎郡の3消防団、県内でもワーストに入っておるんですよ。

どうかこの報酬について、一度見直しを考えていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせ願いたい。

町長 非常に丁寧な質問をしていただいておりますので、研究に値すると、このように思います。

しかし、消防で交付税措置が来ておりますけれども、町としては後できちっとそういうことは答えたほうが良いと思うんですけども、政府の交付税措置よりは福崎町としては、全体としてはたくさん消防費は使っていると、このように思っているわけで、間違いがあれば、後で担当課で訂正をしていただきたいと思うんですけども、消防団に使うお金というのは、非常に総合的でありまして、その分が分団的に使われているとか、あるいは分団の消防費の自動車がありますとか、物事はそこで城谷議員が言われたところだけを捉えて見るというのではなしに、総合的に見てみないとわかりませんので、城谷議員の意見が総合的に後で研究してみて、妥当性があるというのなら、そこは改善をしていけばいいと思います。

答弁を全般的にきちっと答えるというふうにしてほしいと、私は願っております。

企画財政課長 今、交付税の総額のお話が出ましたので、つけ加えをさせていただきますと、報酬、よく団長手当とか団員手当の交付税単価のことが先にひとり歩きをしておるんでございますけれども、福崎町におきましては、当町の長い歴史がございまして、団員報酬にかわる措置としまして分団交付金、1分団当たり5万9,

000円と、団員1人当たり5,000円、600人分でございますけれども、これを支給しているもので、これを県下の順位で考えますと、谷岡課長が答えましたように、低いことになるんですが、全体では、例えば27年度、非常備消防では2,980万円程度と申しましたけれども、当初予算におきます非常備消防費全体では4,909万7,000円と、かなり上回る額を措置しております、全体では交付税を上回る待遇で措置をしているものでございます。

城谷英之議員 今、嶋田町長からもあったんですけども、何も私はその交付税を取り込んでるとか、そういうことを言ってるわけではないんです。もちろん分団交付金、年末特別警戒の手当とか、いろんな問題も町のほうから負担して消防団を支援していただいている、それは十分にわかっておるわけですけども、今は27年度ですけども、26年度に入りまして、県内でも6分団報酬が上がっていると、そのような状況の中で、福崎町は考えていただけないのかということを経験したかったわけで、ちょっと説明不足で不快な思いをさせたかもしれませんけども、十分に検討していただきたいと、このように思うわけでございます。

町長 当然そういう事柄について研究をさせていただいて、当町はとりわけ見劣りがしているという状況がはっきりすれば、そこは待遇改善をしていけばいいというふうに思っております。

しかし、私の本当の考えで言いますと、災害防災というのは国の一番巨大な産業で、といたしますか、対策すべき問題でありますから、この事柄については、市町村に余り負担をかけずに、国自身がしっかりと面倒をみて、国の安全・安心を確保するということが大事でありまして、地方交付税をもっともっとふやすということです。

第1に軍事費を減らすということになれば、5兆円をこしは超える予算要求をしておりますから、こんなところに5兆円も使う金があるなら、国土強靱化、安心・安全のまちづくり、国土全体を豊かにするところにお金を出す、そういう運動をこそ、地方も自治体も議会も合わせて、運動していくべき、これが本筋ではないかと思っております。

城谷英之議員 町長の思いもよくわかりますし、伝わっていると思います。

本当にこの消防団の装備品について、報酬はまだそんなに全然手をつけられていないんですけども、この装備品につきましては、昨年度から、非常に力を入れてくださって、私が消防団長をさせていただいたときよりも、かなり装備をそろえてくださっています。

一般会計の中に、消防団資格取得助成金というのがありまして、これが数年、私のときからずっと使われてないんです。今、安全装備品も非常に手厚く装備されているとお聞きしておるんですが、この資格取得金がこれ10万円だったですか、10万円ずっと毎年残っていると、この中でこれを安全装備品とかに使えないかどうか、もうこの資格取得金、もう私が団長をどいてからですから、6年も7年もたつわけですけども、消防団を教育する意味でも残さないといけないとは思いますが、これを安全装備品に使う、予算を変えて使えないものでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

住民生活課長 この議員言われました消防団能力活用資格取得助成金につきましては、ここ数年該当者がおられません、支給をしていない状況でございますが、消防団員の能力を高める上でも必要な助成制度として設けたものでございますので、制度の活用を団員に促していきたいというふうに思っております。

またその安全装備費につきましては、引き続き財政状況も踏まえ、それから補助金等も現在も活用しておりますので、そういったものも活用しながら、整備

をしていきたいというふうに考えております。

城谷英之議員 ことしはその安全装備費も通りまして、消防団にトランシーバーも配備されると、そのようなことも聞いております。

でも、姫路市のほうでは、通信費に約2億円を使われて、その常備消防と非常備消防が連携した訓練なり、火災に対して、防災に対して取り組めると、このようになっております。

姫路市とはいいませんけども、これからもさらなる整備をお願いいたします。

続きまして、観光行政の質問に入らせていただきたいと思います。

相変わらず河童は大人気で、姫路の方にも、高砂の方にも、河童を見に行つたよとよく言われますが、平成27年度一般会計予算の中で、天狗の設置とございましたが、その後、経過はどのようになっているのか、お答えを願いたいと思います。

地域振興課長 当初予算の中で天狗の設置につきまして、二つの事業を計上しておりました。まず、去年の妖怪造形コンテストの最優秀作品を等身大にしました造形物につきましては、河童の池の北あたりに設置する予定でございます。これは近々できる予定でございます。

それからもう1点は、辻川山山頂に鳥居型の支柱を立てて昇降させる装置を計画しておりました。その後、周辺自治会にも説明をしたわけですがけれども、ちょっと派手な装置になりますので、辻川山の雰囲気には似合わないという意見が非常に強くございまして、理解が得られませんでした。

改めまして検討を重ねまして、最終的に辻川山公園の中にあります芝生広場、ここに設置することで関係機関等の理解も得られましたので、現在設置に向けて作業を進めております。

仕掛けとしましては、2カ所に支柱を設けまして、その間、ワイヤーをはって、ふだんは小屋の中に隠れている天狗が、時間が来ればそこから出てきて横に動くというようなものを考えて、現在進めております。

城谷英之議員 楽しみにされている方もおられますので、地元の方と特によく協議をして、実現できるよう頑張ってくださいたいと、このように思います。

次に、春日山の整備について、質問をしたいと思います。

決算委員会の質問でもありましたが、春日山のキャンプ場のログハウスは何台か使用できなく、宿泊がキャンセルされたとの話をお聞きしました。

今後の方向性について、お尋ねをしたいと思います。

農林振興課長 管理棟の隣にシャワー棟があります。温水が出るのは4台中、東側の1号と4号の2台であります。

これにつきましては、平成22年に地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業において、コテージ6棟の網戸の修繕等に合わせて、一緒にシャワーの利用頻度も考えながら2台を修繕しております。今のところ、残り2台の修繕については、予定はございません。

城谷英之議員 この前、七種のキャンプ場に行きますと、非常によく整備されている。川では子どもたちが水遊びをし、隣ではバーベキューが行われておりました。要望があればアマゴつかみもできるみたいであります。子どもたちの顔はすばらしい笑顔に満ちあふれておりました。その帰りに、春日山のキャンプ場に寄りましたら、まず電波が入らない。携帯の電波が入らない。えらい違いで、私はちょっと非常にびっくりいたしました。

今後、この春日山キャンプ場、どのようにされるのか、方向性をお聞きしたいと思います。

町 長 まず、課長の答弁というふうになりますと、かなり細かく具体的になりますので、総括的に私の思いを伝えておきます。しかし、私の思いは12月17日までということになりますから、その後については現職の議員さんでありますとか、あるいは新しくなられる町長でありますとか、残された職員、町民の皆さんの意見で、しっかりと考えておいていただく必要があるかと思えます。

今、世界の流れで、やはり物事は考えなければいけないと思っているわけであり、世界の流れは人口増加、食料が不足ということになります。これは国連のどんな統計をとってみましても、そういう方向が出されておりますから、そんなには狂わないと思っているわけですが、そういったしますと、農業の果たす役割というのは非常に大きいと思っておりますから、どんな場合でも福崎町の場合でも、農業は軽視してはならないということになります。

あそこは農村の一定の農業予算、七種のキャンプ場とは性格を異にしておりますので、農業に対する思いをどう持つのかということをしつかりと確立していくことが大事です。

今度の地方創生の中でも、そうした観点をどういうふうに描くかということが非常に大事だと、このように思っております。

そしてまさに今、そういう施設がありますけれども、これからは都市と農村とをどう結びつけるのか、今回の第5次総合計画は観光という面を入れておりますから、農業の中にも観光施策をどう生かしていくかというのが一つの課題になろうと思っております。

そうすれば、あそこにあれだけの施設がもう既にあるということは、ここをフル活用するような体制を整えまして、きちっとした内容で発展させていく必要が、私はあるのではないかと考えているわけであり、

ですから、方向性としては、廃止するという方向ではなしに、どう活用するかという方向性をこそ大切にすべきだというのが私の考えであります。

城谷英之議員 町長ありがとうございます。行ったんですけども、草も生え茂っていて、本当にここを夏休みでキャンプ場使えるところかなと、そのように感じたわけで、この質問をさせてもらったわけであり、

町長がそういう方向性をもって臨まれるのであれば、後の方にきっちり引き継いでいただきたいと、このように思います。

次に、春日城についてですが、前にも一般質問で言わせていただいたと思うんですが、張りぼてのお城を建てていただきたいと、このような質問をしたと思うんですが、町長の答弁の中で、ぜひやりましようと言われましたが、その後どうなっているのか、ここも2年も3年もたつんですけども、何ら変わりがないと思うんですが、どのようになっているんでしょうか。

町 長 具体的には進展をしていないというのが現状であろうと思えます。しかし、私の思いとしては、あそこはまずは播磨風土記で出てくる場所、八千種の地名が残る場所であり、

その次には、後藤又兵衛の活躍した時代、そういう時代にもあその山が出てまいります。

そういった意味では、非常に大事です。時代考証をどうするかという観点がありますけれども、風土記時代の見張り小屋という、歴史考証ができるのかどうかというのはよくわかりません。

それでは、後藤又兵衛が活躍した時代の城があったといわれておりますが、その時代考証もどんなものが建っていたのかということが検証できるかどうか、これもなかなか怪しいものであります。

そうになってまいりますと、あとは町民の皆さんの工夫です。こんなものを建てたいという願望とが一致するというところで、そうしたもので建てていかざるを得ないのではないかというふうに考えているわけであります。

私の気持ちとしては、それを張りぼてでいいのか、もう少ししっかりしたものでいく必要があるのかという問題が残ってくると思います。張りぼてということで、当面は張りぼてをつくっておいて、そのあとしっかりとしたもので建てかえていくのかという、そういった問題もあろうかと思いますが、町民の皆さんや地元の皆さんがそうした城の構えということを望まれるのなら、春日山キャンプ場の活用とも相まって、それが相乗効果を発揮するということであるなら、そういう検討は進めていくべきと、私はそう思っているわけであります。

それが今早速できるかといいますと、そこのところはちょっとわからないわけですが、私も議会でああいうふうに答弁をしておりますので、そうした意味の努力は続けてまいりたいと、このように考えております。

城谷英之議員 今、町長言われましたように、地元の協力、山頂の木の伐採も、地元の方もかなり協力して行っていただいております。また、大河ドラマでは真田幸村が決まっております。これにもまた後藤又兵衛は出てくると、このように思います。また、第5次総合計画においても、観光資源として活用と明記してあるのなら、もう少し予算をつけていただいて、春日山周辺の整備に力を入れていただきたいと、このように思うわけであります。

続きまして、伝統文化について、質問に入らせていただきます。

運動会も終わり、夜になると太鼓の音が聞こえる季節になってまいりました。

福崎町の祭り文化について、質問をしたいと思いますが、福崎町のこの秋祭りはいつごろ始まったのか、また、福崎町の秋祭りについて、研究はなされておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

社会教育課長 福崎町史で祭り屋台の記述を見ても、川西の福崎村のもので明治末期に福崎村風俗調査書として記されております。

その中には、10月中の行事に氏神祭礼として、従前は各村において祭礼の日を異にし、競うて屋台を担ぎ、練り回していたが、近時、最近ですね。最近は大抵10月15、16両日を定めて執行しているというふうに書いてあります。

また、辻川区の古文書には、大正9年に鈴の森神社の上棟祭を実施し、13村が集まったとあります。「長目、北野、大門は屋台を買い、吉田は新調、中島はこの日の朝に購入した。また、ほかの村は自村にて屋台をつくり、非常に見事なものなり」と記録がございます。

そのようなところから、正確な期日はわかりませんが、明治の末期から大正にかけて福崎の屋台が誕生していったのではないかというふうに考えております。

城谷英之議員 平成27年9月19日発行の辻川だより、釜坂議員さん、辻川の皆さんがいろいろ鈴の森神社について、勉強されたと思うんですが、それに載っているには、大正9年、鈴の森神社上棟式には5日間屋台が宮入したと書かれてあります。練り込みは10月15日抽選の結果、1吉田、2亀坪、これ福永課長、亀坪に屋台はあったんですか。

企画財政課長 はい、昔は亀坪も住民が多くて、屋台も、屋台小屋もございました。戦時中に金属を供出して、なくなったと聞いております。

城谷英之議員 私もちっと見まして、え、亀坪に屋台があったんかなと、このように思ったわけです。3番、八反田、4番、加治谷、5番、田尻、6番、長目、7番、山崎、8番、八幡、9番、北野、10番、大門、11番、中島、12番、新町、13番、西光寺、14番、井ノ口、15番、辻川と、田原役場前を起点として、

県道を北へ順次午前11時に集合と書かれてあります。

今、ご答弁でありましたように、大門もこのとき加西郡富田村、谷村より3,300円で購入、当時米1俵が20円、170俵で購入したと言われております。

また、中島屋台は東高室より購入され、鈴の森神社に朝担いで村へ入ったとか、そういう話を聞いたことがあります。

また、北野も鈴の森神社上棟式に合わせて購入されたと、このようになっております。

また、住吉神社に残っている覚書書によりますと、八千種村の宮入の順番はくじ引きとすることに決められたと、これは明治末期に書いてありました。

それとちょっと忘れましたが、明治二十何年やったですか、八千種、鍛冶屋組、庄村組、余田組で祭りではないときに屋台を運行して、首謀者4人を逮捕、福崎署に留置と、そのように書いてありました。

ここに写真があるんですが、これが昭和初期、二之宮神社の宮入の写真であります。これは昭和30年、イズミヤ百貨店がこうありますけども、こういう写真、これは八千種小学校にプールができたとき、昭和23年、このときに屋台が寄ってるんですかね。神崎郡で初めてのプールだと、そのようにお聞きしてるんですけども、そのときに屋台を寄せたと。

余田の屋台蔵にも余田大歳神社に西多田、大貫の屋台がそろって宮入をしている写真が飾られてあります。

こういったものの中から、福崎町の文化とか、その辺が見えてくるのではないのでしょうか。福崎町の祭りの古い写真を一度集められてはどうかと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせ願いたい。

社会教育課長 議員さん言われますように、祭り屋台につきましては、子どもから若者、年寄りまで、非常に関心が高く、多くの町民が参加をされております。また、地域づくりにも大いに役立っていると認識をいたしております。提案につきましては、十分検討させていただきたいと思っております。

議長 しばらく休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

城谷英之議員 その写真と、それからその研究をしていかれるという中で、これ四国の観音寺市がこういうものを出しているんですね。屋台文化の歴史と。

これ私は観音寺市の市役所から購入させていただいたんですけども、それはすごいこう祭りの部分部分の説明もありますけども、今までの歴史とか、例えば伊勢音頭、この福崎地区には祇園囃子と、それから伊勢音頭と、このように二つあるわけですが、この伊勢音頭というのは、やっぱりお伊勢さんへ詣るときの歌というような感じで、四国では108番ぐらいまであるんですね。やっぱりその距離が長いから、歩くのにやっぱりそれだけ分歌って歩いていったとか、この辺やったら、やっぱり15番、20番とか、その辺が主流ですけども。

そういうようなことも、四国ではこういうふうには検証されて、本にしてこう残っているという中で、福崎町もこういうふうには、この祭り文化、子どもたちが

新乗り子とか、乗り子になって、青年団、消防団に太鼓の練習を教えてもらおうと、その中でやっぱり人づくりというんですか、その乗り子に乗ったら、子どもたちは非常に変わってくれるんですね。挨拶のできる子、明るくなったとか、協調性が出たとか、その祭り屋台自体が僕は福崎の歴史やと思うんです。

だから、もう少し、福崎町としてこの祭りを誇りに思って、取り組んでいただきたいとこのように思います。

次に、文化遺産を使った活性化事業、今の伝統文化も含めてですけども、文化遺産を生かした地域活性化事業について、お尋ねをしたいと思います。

今、福崎町でも文化遺産を生かした活性化事業、進められておりますが、近隣市町の採択額はどのようになっているのか、また、福崎町の取り組みについては、どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

社会教育課長 この文化遺産を生かした地域活性化事業というのは、文化庁が平成23年度から実施をしておる事業です。平成27年度の近隣市町の採択額でございますが、中播磨管内では神河町で294万3,000円、市川町で887万1,000円、姫路市で1,285万6,000円、福崎町は436万2,000円となっております。

福崎町の取り組みの事業でございます。総事業費ベースですが、文化協会が実施する事業で、情報発信事業として、文化財マップ作成に、事業費約40万円、また、記録作成事業としまして、秋季例大祭の映像記録に約80万円、妙徳山神積寺追儺式保存会、桜獅子舞保存会が継承事業として、後継者育成のための講習、練習会に60万円、長目祭り保存会、板坂区秋祭り保存会など、10団体が次世代継承事業として、用具修理に530万円となっております。

城谷英之議員 近隣市町の今説明を受けたわけですけども、他市町ではこの伝統文化について区分があると思うんですけども、その辺はどのような割合で申請を出されているのかをお尋ねをしたいと思います。

社会教育課長 この事業は区分も広く、情報発信、後継者育成、普及啓発、記録作成、調査研究、継承のための用具の修理などが補助対象となっております。

市川町の申請区分ですが、甘地獅子舞などの伝統行事後継者育成などに約38%、継承のための用具の修理が全体の62%の割合です。

神河町は、古文書の解読に係る後継者育成に全体額の3分の1を、考古資料の調査研究に3分の1を、文化財講演会の普及啓発事業に3分の1の割合で採択を受けられております。

姫路市につきましては、姫路市は今、近世遺産活用をテーマにいろいろ事業を実施されておまして、その中の記録作成、普及啓発、調査研究など、幅広い区分をまたがって、この事業を申請されていると聞いております。

城谷英之議員 数年前、当時担当だった林君と一緒に加古川総合センターのほうへ、文化センターのほうへお伺いしまして、この文化遺産を生かした活性化事業について、ともに勉強したわけでございますが、今、その前にお話しさせていただいた、こういう研究も、そこから出てくるのではないかなと、そのように考えているわけです。

もちろん、今、福崎町がやっておられるDVDの発行とか、あれは非常にやっぱり残るものでありまして、非常に大切なことだと思います。

だから、この文化遺産を生かした活性化事業を通して、もっとこの福崎のこの祭りについて、勉強、研究をしていっていただきたい。

辻川の河原に看板が立ってまして、その看板には「屋台売ります」このように書いてあった。これは住吉神社によりますと、お金がないから屋台を売って、

寺子屋をつくるために、辻川の河原にその看板を立てたと、そのように書いてございます。

だから、なかなかこの福崎町の文化と屋台文化については、なかなか切り離すことはできないと思うんですね。これからもこの屋台、秋祭りの文化について研究していただいて、昔の福崎町を後世へ残していつていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長 城谷英之議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は志水正幸議員であります。

質問の項目は

1. 介護保険制度の改正等について
2. 定期巡回サービスへの訪問看護ステーション等の参入促進について
3. 障害年金の地域格差の是正について
4. 子ども医療費助成について
5. 助成の活躍推進法の制定について

以上、志水正幸議員。

志水正幸議員 議席番号4番の志水でございます。通告に従い、5項目について、一般質問をさせていただきます。

1項目めの質問は、介護保険制度の改正等についてであります。

介護保険制度が平成12年に施行されて、はや15年が経過いたしました。

この間、高齢者の増加によって、年々その費用も増加し、この福崎町の26年度の決算額を見ても、約14億1,000万円を超えております。

今後、団塊の世代の方々が後期高齢者の年齢になられることから、ますます介護保険を必要とされる方が増加するものと予想されております。

したがって、介護保険制度を維持していくために、昨年6月に医療介護総合推進法を制定し、必要な改正がなされました。

ことしの8月から、介護サービスを利用するときの利用者負担額が、原則1割負担でありましたけれども、一定の所得、年収280万円以上ある方は、2割負担に改正されました。

そこで、お尋ねをいたします。

要介護認定のうち、2割負担になられる該当者はどれぐらいの方がおられるのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 平成27年8月1日現在でございますが、要介護認定者902人中、70人でございます。

志水正幸議員 要介護を受けられた方の中、902人中70人の方が1割から2割に増額になったということであります。

また、介護保険のその保険料そのものの推移を見ておきますと、当初の平成12年度は保険料の算定基準額が、これは標準額ですが、月額2,600円であったものが、介護受給者の増大で、現在はこの福崎町は5,240円になっており、国の試算でありますけれども、2025年度は月額8,165円になると推計をされております。年々保険料は高くなっております。

介護保険料は大切な財源であると同時に、負担公平の観点から、保険料を2年以上滞納すると介護サービスを受ける利用者負担が3割負担に改正されました。

この3割負担になる町内の滞納者は、一体どれぐらいおられるのか、お尋ねをいたします。

健康福祉課長 現在、2年以上の滞納によりまして、給付制限措置をとっておられる方につき

ましては1名でございます。

志水正幸議員 2年以上滞納、保険料ですから時効によって消滅するんですが、分割あるいは催告状等の発送によって時効の中断措置もあろうかと思いますが、要するに、今現在その2年以上の滞納があって、給付制限、3割を負担するという方が、今のところは1名しかおらないということは、介護保険料についても、まだまだ滞納額はそう多くないと、このように考えているんですが、それには間違いございませんか。

健康福祉課長 現在のところ1名でございますので、それで間違いございません。

志水正幸議員 それと、例えば要介護認定5の場合、その方が例えば特別養護老人ホーム等に入所されているとき、仮にその方が3割負担となれば、実際に金額はどれぐらい高くなるのでしょうか。

健康福祉課長 1カ月の支給限度額で計算をいたしますと、食事代、それから部屋代は別でございますが、7万3,260円という金額になります。

志水正幸議員 滞納の結果、3割負担になれば、今の説明によりますと、食事代、部屋代別で7万3,260円、これがその施設の入所者の場合、では、在宅介護を受ける方で、滞納があって3割負担になれば、どれぐらいの金額になるのでしょうか。

健康福祉課長 在宅の場合ですが、こちらは10万8,195円となります。

志水正幸議員 特養等の施設入所の場合で3割負担が7万3,260円、在宅で介護サービスを受ける場合についても、1カ月3割負担で10万8,195円と今言われたんですが、在宅のほうが高い。私の認識では施設入所のほうが介護サービスはそれぞれ介護度ごとに限度額があって、施設の場合は20万円とか30万円とかかかっていたと思うんですが、在宅のほうが高いというのは、どういう要因なのか、それと、施設、在宅ごとに、従来の1割負担の場合は、どれだけの金額か、もしわかれればお願いいたします。

健康福祉課長 在宅のほうが高いということのご指摘でございますが、国が在宅重視の方針をとっているからではないかというふうに考えます。

在宅につきましては、1割負担で3万6,065円が1割負担となります。在宅につきましては、いろいろなサービスを組み合わせて利用いたしますので、利用によりましては、施設よりも負担額が安くなる場合があると考えております。

志水正幸議員 やはり今までは1割負担であったものが3割負担、いわゆる1割のときで3万6,265円、それが10万8,195円、かなり高くなるわけですけど、その利用者負担がどんどん高くなると、本当に心配しておりますのは、介護が必要な方であっても、介護が受けられない、保険料も払われなくて、サービス受けたときの負担もどんどん上がってくる。それを一番危惧してはいるんですが、そういった方に対する、いわゆる低所得に対する対策、福崎町として何かとおられたら、説明をお願いいたします。

健康福祉課長 低所得者対策といたしましては、住民税の非課税世帯で申請によりまして支払った訪問介護、通所介護サービスに係る利用者負担金の2分の1を助成する事業を実施いたしております。

志水正幸議員 その低所得者対策として、住民税の非課税世帯については、今、訪問介護あるいは通所介護サービスに係る費用を半分にすると、そのような対策をとっているとされるんですが、これは介護保険事業じゃなくて、町単独の、福崎町独自の一般施策として実施されている事業だと思うんですが、例えば、今のその訪問看護とか通所介護のみならず、もっとほかの施設サービスとか、あるいは在宅サービスでもたくさんの介護サービスがありますよね。そういった場合に

については、これと同じような低所得者対策として2分の1の補助、これはないんでしょうか。改めてお尋ねします。

健康福祉課長 現在のところは、サービスの内容といたしまして、訪問介護、それから通所介護、認知症対応型通所介護、それから通所のリハビリテーション、訪問入浴、全て予防を含むわけですが、訪問看護等医療系の部分につきましては、この対象と含めておりませんで、先ほど申し上げました部分のみの助成と、現在のところはなっております。

志水正幸議員 それでは先ほどその2分の1を助成していると言われております訪問看護、あるいは通所介護のその利用者負担、それについての助成の対象者数、人数と金額がわかればお願いいたします。

健康福祉課長 金額のほうは今手元にはないんですが、27年の9月25日現在、直近の数字でございますが、73人が対象となっております。

志水正幸議員 それとよく一般的に減免とかそういう制度がよくあるんですが、福崎町のこのパンフレットを見ておりましたら、一番下にやむを得ない理由で保険料が納められないときは、減免とかあるいは納付猶予、これがありますから、役場のほうで相談してください。このパンフがありますけれども、これを見ておりましたら、災害等失業など、やむを得ない理由の場合で保険料を納付することが困難な場合は減免とか納付猶予があり、相談してくださいと書いてあります。

このやむを得ない理由の中で、年金のみの所得、本当にわずかな年金の所得しかない方、こういう方も低所得者に入ると思うんですが、こういう方については、ここの減免の対象にはならないんでしょうか。

健康福祉課長 年金のみの方につきましては、該当いたしません。該当いたしますのは、やむを得ない理由としまして、やはり災害、それから失業、生活保護の場合で、所得のみで判定はいたしておりません。

志水正幸議員 災害の場合はよくわかるんですけども、今言われてました失業、例えば定年退職されて、その後に無職無収入になられたと、当然年金のみになるんですけど、そういう方については失業にはならないのかどうかというのが1点、それと今生活保護と言われましたけども、生活保護を受けておられる世帯についても、介護保険料を確か半分負担するようになってると思うんですけども、その半分の額はじゃあ保護費のほうでその半分分は見てあるんでしょうか。

健康福祉課長 保護費の分につきましては、その負担につきましては、県の福祉事務所のほうが負担をいたしております。

あともう一点、定年の件でございますが、そちらの方につきましても、対象というふうにはいたしておりません。

志水正幸議員 生活保護の事務は県がやっております。それはいいんですが、じゃあ県のほうでその保護世帯の保護費の中に、その今の2分の1の部分は含まれて、保護支給されているということですね。

それと、もう一点そのこれも一つの今回の改正なんですが、特別養護老人ホーム等の入所者の部屋代と食事代、これは原則自己負担でありますけれども、住民税非課税の世帯、例えば単身で年金収入のみであれば、年収155万円未満であれば、補助制度がある。その補助、対象人員等、それからその補助というのは部屋代、食事代、全てなのか一部補助なのか、そのあたり説明をお願いいたします。

健康福祉課長 こちらの部分につきましては、負担限度額でございます。1日当たりの限度額がございまして、本人及び世帯の全員が住民税非課税で合計所得プラス課税年金収入が80万円以下の人の第2段階の例を挙げますと、ユニットの個室で1

日当たり 820 円の限度額、負担の限度でございます。多床室で 1 日当たり 370 円、食費につきましては、1 日当たり 390 円となっております。

志水正幸議員 今お尋ねしていますのは、その部屋代、ユニットいわゆる個室ですね、その場合は 1 日 820 円とか、あるいは相部屋の多床室で 1 日 370 円とか、食事は 1 日当たり 390 円というのは一部補助なんですか、これだけの補助をもらえば 1 日当たりの部屋代は全て入ってる、一部か全額補助なのか、まず。

健康福祉課長 ご本人が負担していただく額ですので、その上限がこの額という形になります。

志水正幸議員 そうしますと、施設によっては部屋代が 1,000 円のところでしたら、820 円が限度やと、あと差額は払ってください。食事についても 1 日 390 円だから、3 食だったら不足は払いなさいと、こういうことですね。

健康福祉課長 不足分を助成するという形になります。

志水正幸議員 それとは先ほど年収が 155 万円いうたら、本当にわずかな年収だと思うんですね。今の説明では、合計所得を課税年金収入 80 万円、第 2 段階の例を説明してもらったんですが、今私が言った 155 万円と 80 万円の何か違いあるんでしょうか。

健康福祉課長 155 万円といいますのは、市のほうの基準額でございまして、福崎町では 148 万円の年金収入で住民税非課税という形になるところであります。

80 万円といいますのは、国民年金で 40 年納付した場合受け取る額が 77 万 2,800 円、約 80 万円ということになりますので、所得の低い方の保険料を軽減するラインとなっておりますのでございます。

志水正幸議員 ちょっとわかりにくかったんですけども、要するに今 140 何万とか言われましたけど、年金で 80 万円以上あれば、この部屋代の補助、食事の補助は出ないんですか。たった 80 万円だけで。

健康福祉課長 合計所得金額とそれから年金、課税年金収入が 80 万円以下をプラスしたものとなりますので、80 万円の分だけではないということです。

志水正幸議員 両方で 150 万円か。

健康福祉課長 はい。

志水正幸議員 それと、非常にこう次から次と負担金上がったりするんですが、また今回の改正の中でも年収が少なくても、預貯金、あるいは有価証券、そういった資産があるかないかによっても、その今の判定がされるわけですね。そういった有価証券とか、そういう預貯金で単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以上あれば、その補助を受けることができない。1,000 万円とか 2,000 万円、これはかなりの所得ですから、そうなるんだと思うんですが、しかしその資産で軽減措置を判定するのは、おかしいと、あるいは通帳のコピーを出してください。夫婦の通帳のコピーを出してください。あるいはそういったことが悪用されないかといった、そういった苦情が殺到したと、こういう新聞報道があったと思うんですが、一部の市町では預金通帳のコピーを求めずに、誓約書を提出して処理している町があるということがありましたが、福崎町の場合はそういった資産の確認はどういう方法でされているのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 確認につきましては、補助の申請時に本人それから配偶者の通帳を自己申告で全て持参いただき、確認をしておるところでございます。

また、制度改正前につきましては、周知を図るために申請時に制度改正の内容につきまして町広報あるいは担当のケアマネジャーを通じてお知らせをいたしております。

なお、お問い合わせはいただいておりますが、新聞報道にありますように、特

に苦情という形では聞いておりません。

志水正幸議員 その通帳の写しでもって確認していると、こう言われるんですが、通帳も複数持っている世帯もありますね。一部しか出してない、あるいは有価証券の確認なんかはどうやってやるんですか。なかなかその資産の確認はできないと思うんです。

明石市では、もう親の資産がわからない、あるいは家族が遠方に住んでいるために通帳のコピーもとれない、時間的に間に合わない、そういった問題も多くて、通帳のコピーの提出を求めないこととして、国の方針は不公平だと、そういうことから、誓約書で処理していると、そういう市町もあるんですが、先ほども言いましたように、私はこの資産の確認というのは非常に問題があると思うんです。確実にはできないと思うんですけど、そのあたりの認識について、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 県内では議員おっしゃいますように明石市がそのような対応をされております。ただ、当町におきましては、資産につきまして、自己申告という形をとらせていただいております。これにつきましては、近隣の市町の動向も見まして、それに合わせておるところでありまして、その形をとっております。

志水正幸議員 あくまで自己申告でもって、誓約に近い形の何かの書類を出させていると、こういうことだと思いますが、自己申告となれば、本当に単身で1,000万、夫婦で2,000万以上資産があるのかなのかというのはなかなか確認はしづらいと思いますので、そのあたり、今後機会があれば、もう少しきちっとした制度改正を望みたいと思います。

ちょっと話を変えます。よく質問の中にあるんですが、特別養護老人ホーム等の入所を希望されている、いわゆる待機者、福崎町は今どれくらいおられるのか、お尋ねいたします。

健康福祉課長 27年6月1日現在の数字でございますが、92名となっております。

志水正幸議員 国も今後の介護保険制度を施設介護から在宅介護へシフトして、在宅介護を充実させるということを言っております。

高齢者の増加に伴って、介護保険創設時の介護サービス費用が、当初は年間3.6兆円から、現在では10兆円を超えるような額にふくれ上がっております。

そういったことから、利用者負担の引き上げと、あるいは介護予防の充実を図るために、いろいろと制度改正がされていると思います。

そこで、質問いたしますが、在宅で家族の方が頑張っていて介護をされているときに、その家族の方が病気等で一時的に介護ができない場合が出てまいります。そういった緊急のときに、一時的、短期的に介護をしてもらえる、いわゆる緊急ショートステイを制度として創設することを提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 現在のところ、緊急ショートステイ事業の実施予定はございません。

ただし、特別養護老人ホームサルビア荘、小規模多機能ホームもちもちの木、養護老人ホーム福寿園、季節の華デイサービス福崎等で担当のケアマネジャーなどにご相談をいただければ、対応が可能と認識しております。

志水正幸議員 先ほども言いましたけども、今後の介護保険は在宅介護が中心になりますので、在宅での介護がふえると思います。当然、ショートステイの需要がふえると思います。したがって、今の説明では既存のサルビア荘とか、あるいはもちもちの木、また福寿園、そういった既存の施設での対応が可能でありますという答弁でありますけれども、それではその他今現在ある既存の施設のショートステイの定員は何名ですか。

健康福祉課長 現在18床でございます。

志水正幸議員 特養施設等に入所を希望されても入れない方が92名おられます。ショートベッド数が18床しかないんですね。あるいは、施設希望をしなくて、在宅で頑張っただけに介護してもらってる方でもショートステイを希望される方はたくさんおられると思うんですね。本当に18床で間に合うのかどうか。

27年4月に第6期の福崎町のゴールドサルビアプラン、これは高齢者の介護保険の事業計画ですけど、これをつくられております。当然今後の3年間の、将来の介護需要と供給の量をきちっと把握されていると思うんですが、ショートステイについてのプラン上の算定結果、もしおわかりでしたらお教え願いたいと思います。

健康福祉課長 第5期、これは平成24年度から平成26年度でございますが、この利用状況などを勘案いたしまして、2億2,224万8,000円、これは3年間の数字でございますが、これを見込んでおるところでございます。

志水正幸議員 5期の計画じゃなくて、27年度を初年度とする第6期の計画のそのショートステイの需要とかそこらをきちっとアンケートでとられて、それで必要な供給体制を計画の中に入っていると思うんですよね。その算定結果を教えてください。

健康福祉課長 今2億2,224万8,000円と申しましたのは、第6期の数字でございます。5期につきましては、1億9,976万4,000円を見込んでおりました。これを先ほど申し上げましたように第5期の利用状況などを勘案しまして、2億2,224万8,000円を見込んでおるところでございます。

志水正幸議員 くだいようで申しわけございませんけど、第6期のそのショートステイについては、今の18床でこの3年間はショートはできると、問題は起きないということですか。

健康福祉課長 先ほど申し上げました18床につきましては、サルビア荘が設置されておる床数でございます。それ以外の、先ほど申し上げました事業所をお願いをしますと、常にあけていただいておりますことではないんですけども、相談をしまして、対応ができる場所があると思いますので、必要になればそういうところへ、先ほども申し上げましたもちもちの木でありますとか、季節の華デイサービス等をお願いをしていきたいというふうに考えております。

志水正幸議員 そしたら今ちょっと訂正があったみたいで、サルビア荘が定員が18名で、ほかの施設はショートとしての定員じゃなくて、臨時的というんですか、そういう応急的な場合については、そちらでショートをお願いしたいと、こういう、今ちょっと解釈だったもので、それで間違いございませんか。

それにしても、私はちょっと少ないのに、今後心配しております。

今の緊急ショートステイ、高齢者がどんどんふえますから、かなりの需要がふえると思うんですが、当該事業の実施予定はありませんと、明解な答弁をいただきました。それだけの理由があろうかと思いますが、できるだけ町民の方々のそういった需要をきちっと把握していただいて、それに見合った供給体制だけは、今後高齢者社会を迎えるんですから、しっかりとっていただきたいと思います。

次に、二つ目の項目の定期巡回サービスの訪問看護ステーション等の参入促進であります。

このサービスは、その看護師とかヘルパーが定期的に訪問したり、あるいはその要介護者が随時にコールして、必要な看護や生活支援などのサービスを受けるもので、本町のこの先ほどの第6期のゴールドサルビアプランの中でも、平

成 29 年 3 月に定期巡回随時対応型訪問介護看護事業を町内の 1 事業所で実施すると記載があります。29 年 3 月になっておりますが、予算的にいいましたら、当然 28 年度の予算の新規事業になりますけれども、なぜ 29 年 3 月なのか、例えば 28 年度の当初、あるいは 28 年度の途中、そういった時期に開設ができないのか、それまでは需要がないのかどうか、また、国や県の考え方も含めて、お尋ねいたします。

健康福祉課長 28 年度中にとのお話でございますが、これにつきまして、やはり公募あるいは事業所開設を実施していただくのに時間が多数かかるところであります。また、これにつきまして、やはり保険料にも影響が出てくるところもございます。事業計画あるいは保険料が議会を承認されていない段階で、事務を進めることができませんで、国や県の補助金の動向も注視しなければならないために、この時期といたしたところでもあります。

それから、需要につきましては、利用者やケアマネから現在要望は聞いておりませんが、国は単身重度の要介護者であっても、在宅を中心とする、住みなれた地域で尊厳と個別性が尊重された生活を継続することができるような社会環境の整備を目標としておるところでございます。

このため定期巡回随時対応訪問介護看護事業を地域密着型サービスの一つとして位置づけまして、事業計画に定めまして、実施するサービスといたしたものでございます。

志水正幸議員 今の定期巡回随時対応型の訪問看護の話をしたところ、ケアマネとかそういう方々、その需要については聞いておりませんと言われました。需要は把握されてないんですか。把握されてないのに、29 年 3 月にやるんですか。

健康福祉課長 実際、国の進めている地域包括ケアシステムの中の重要な施策の一つとなっております。また、当然 24 時間対応でございますので、町といたしましても、そういうサービスができれば、住民の皆様のご期待に沿えることもできる部分があるということで、30 人を見込んでおりました。

ただ、ある事業者の方がこれを立ち上げたいという話、時期的なこともあるんですけども、事業者がございましたので、公募という形はとらせていただくんですが、新たな事業として、これを立ち上げていただいて、町としても進めるべきものだと考えましたので、このようにしたところでございます。

志水正幸議員 今このサービスの需要は 30 人を見込んでおられると言われております。30 人もその需要者があるのであれば、できるだけ 28 年度の予算を編成していただいて、実質 29 年 3 月、28 年度の末ですが、できるだけ早く、業者の公募とかいろいろ手続あるかと思っておりますけれども、そのあたりもきっちり進めていただいて、少しでも早く立ち上げていただきたいと思っております。

次に、第 3 項目めです。障害者年金の地域格差が最大 6 倍もあると、こう言われています。これどういうことかと言いましたら、障害者年金を申請して、不支給と判定される割合が兵庫県の場合、他の県に比べて最大 6 倍の格差があるという。その原因は不支給が多いこと。申請してもそれだけ不支給、認定されない、ほかの県よりも非常に厳しい。その原因は、申請のときに同居の家族の名前とか、あるいは家族の就労状況など、審査に関係のない項目までの記入を求めており、兵庫県は 2012 年度の申請に対して 56% も不支給になっている。全国で最高の割合との新聞報道がありました。まず、この点については事実かどうか、確認いたします。

住民生活課長 この新聞に出ました数字につきましては、日本年金機構兵庫事務センターのほうに確認をいたしましたところ、この 2012 年のある月の申請のあった方につい

てのサンプル調査をしたものであり、たまたまその期間の不支給決定者が多かったということで、こういった数字となったということでございます。

志水正幸議員 その年金機構が実施した12年のサンプル調査というのは1カ月1年ですか、確認します。

住民生活課長 その月の分のサンプル調査ということで聞いております。ある月のサンプル調査ということで聞いております。

志水正幸議員 サンプル調査であったとしても、そういった家族の就労状況とか、そういう項目まで証明する、そういったことから、不支給の割合が非常に高い。これも新聞のそのときの記事ですが、国もその地域差による不公平の是正はこれからすると、また兵庫県もそういった独自の調査項目、そういった関係のない調査項目は廃止にすると書いていますが、その後兵庫県の対応はどうなってるんでしょうか。

住民生活課長 この兵庫県独自の書類につきましては、確認しましたところ、内容につきましては、見直しをするということでは聞いております。また、この独自の申請の書類につきましても、必要な場合のみ提出をいただいているということでございます。

志水正幸議員 その書類の内容を見直しするということのようにです。

それでは、福崎町の町民で不支給になった方がおられるのかどうか、もしおられて、再審査してそれが不支給でなく支給対象になった場合、遡及してその障害年金が支給されるのか、そのあたりを確認したいと思います。

住民生活課長 福崎町の方がこの障害年金の受給申請をされまして、不支給となった方につきましては、平成26年度で1名ございました。

遡及適応されるのかということでございますけれども、基本的にこの年金機構の支給判定について不服がある場合につきましては、行政不服審査請求に基づきまして、請求をしていただくこととなります。この結果、申請者の申請どおりに認められますと、その障害認定日から支給されることとなります。

志水正幸議員 福崎町で不支給者が1名おられるということですが、その方は要するに本来支給されるべき状態なのか、当然医者診断書とかいろいろ添付書類があると思うんですが、支給対象だけど、先ほど言ったように、そういった家族の就労証明等の結果不支給になったのか。

住民生活課長 その1名の方につきましては、具体的にどういった内容で不支給になったかということまでは確認はしておりませんが、通常、年金機構のほうで行われております書類を提出はいただいておりますものと思いますし、それにプラスアルファ必要な書類の提出あったかどうかということまでは、ちょっとわからないところでございます。

志水正幸議員 行政不服審査申立制度があったとしても、なかなか個人がするとなったら大変だと思うんです。本来支給されるべき方が不支給になっておるのであれば、たった1人といえどもきちっとそのあたりを行政指導で指導していただきたいと、お願いしておきたいと思います。

次に、第4項目めです。子ども医療費助成について、お伺いしたいと思います。

本町は他の市町よりも早くから子どもの医療費を中学生までを対象に無料にしております。これは子育て支援の観点から重要視されている施策であります。10年ほど前に比べて、そういった医療費の関係から、福崎町は子育てがしやすいということで、10年前と比べて出生数は他の市町に比べて減少率が非常に少ないというような記事も出ておりました。

そこで質問いたします。この無料化はいつごろから実施されたのか、お尋ねし

たいと思います。

健康福祉課長 中学生までの無料化でございます。こちらにつきましては、所得制限がございますが、平成22年4月1日から実施をしておるところでございます。

志水正幸議員 福崎町の中学生の助成対象者数とその額、助成の額について、お尋ねしたいと思います。

健康福祉課長 平成27年8月末現在で、助成対象が485人となっております。助成額につきましては、平成27年度の予算ベースで1,273万円となっております。

志水正幸議員 要するに、27年度予算では1,273万円、中学生までの医療費、これは所得制限があるんですが、仮に所得制限を廃止にすれば、その費用はどれぐらいふえるんでしょうか。

健康福祉課長 平成27年8月末現在で所得が超過される方につきましては、乳幼児医療で85人、それから子ども医療で142人で、費用はそれぞれ約282万円と332万円の、合計614万円の負担増となる見込みであります。

志水正幸議員 乳幼児、子ども医療費両方で所得制限を撤廃すれば約610万円ほどふえるということですね。

それでは、県内の中学生あるいは高校生まで医療費を無料にしている市町はあるんでしょうか。

健康福祉課長 現在、中学生につきましては、平成27年7月1日現在で、県内41市町全て入院は無料化をしております。通院につきましては、30市町が無料化をしております。あと、高校生についてでございますが、こちらの実施につきましては、洲本市のみでございます。入院のみ1割助成をしております。ただし、所得制限がございます。

志水正幸議員 先駆的に福崎町が早く実施して、中学生の入院は全ての市町で実施されて、無料化になっていますし、通院については30の市町が無料化していると、それで、高校生まで仮に無料化した場合、費用負担はどれぐらいふえるんでしょうか。

健康福祉課長 前提といたしまして、所得制限を現行のままとして、1人当たりの金額、それから受給対象割合、こちらにつきましては中学生を参考に高校生分を試算いたしますと、約1,186万円が必要となる計算となります。

志水正幸議員 そこで、国は今まで市町村が単独で医療費助成いたしますと、ペナルティとして国の補助金を減額しておりました。その減額している科目と、福崎町の減額されている額について、まずはお尋ねをいたします。

健康福祉課長 科目につきましては、国民健康保険事業特別会計歳入の国庫負担金の療養給付費等負担金でございます。平成26年度の試算では、約834万円となります。

志水正幸議員 今、国民健康保険の特別会計の中でのその影響額を聞いているわけじゃありませんので、福崎町全体として、国が就学前までとかいうのを福崎町は中学生まで無料化することによってペナルティ、いわゆる補助金をカットされているんですね。町としてどれだけの金額を1年間カットされてるのか、お尋ねしてるんです。800万円ぐらいじゃないと思うんですけどね。

健康福祉課長 地方波及分といたしまして、平成26年度に減額された額といいますのは、全体で3,192万8,447円となります。そのうち、補助金として率がございますので、それをもとに計算をしますと、先ほど申し上げました834万円になるところでございます。

ですので、療養給付費から実際減額された額としましては、3,192万8,447円がその額となると思います。

志水正幸議員 もう少しわかりやすく言いますと、要するに中学生までを無料化することによって、ペナルティの措置を受けています。26年度では福崎町として3,192万円ほどカットされているんですね。その分を、国保会計でカットされてますから、その約8割ほどを一般会計から国保会計へ補填しているわけです。ですから、国保会計としては830万円ほど補助金カットの影響が出てるんであって、福崎町としては、やっぱり3,100万円ほどカットされていると思うんです。これに間違いございませんか。町として。

健康福祉課長 町としましては、先ほど申しあげました3,192万8,447円でございます。

志水正幸議員 私は無料化がダメだと言ってるんじゃないんです。また後でも言いますけど、高校生までも無料化していただきたいという気持ちでおるんですが、その5年間カットを受けた、年度によって金額が違おうと思うんですが、26年度が3,200万円ほどのカットであれば、それが約5年間としたら、1億5,000万円ほど国の補助金カットを受けてるんです。

今、人口減少対策等から子育て支援が非常に重要な施策として国も地方も位置づけられておるんです。ですから、国のほうでもそういった地方の団体が医療費の無料化をずっと進めているのに、その今のペナルティがあるがゆえにしにくい、したがってそのペナルティの措置を考え直そうとしているわけです、国が。

そこで、医療費の無料化、じゃあ18歳の高校生まで拡大できないかと思うんです。所得制限があってもいいと思います。所得の多い人はいいと思うんです。低所得者も結構多いですから、そういう方に対して、中学生をベースに計算したら、年間1,100万円が高校生の医療費無料化ができるんです。先ほどのペナルティをもし国が廃止すれば3,100万円補助金が戻りますから、高校生の医療費の1,100万円ぐらいどうにでもなります。ペナルティをちょっと緩くして半分だけしても、1,500万円も補助金がふえるんですから、その財源でもって高校生の医療費無料化ができるんじゃないかと、思うんです。その点について、拡大するお考えはあるんでしょうか。

健康福祉課長 確かに報道等でペナルティの見直しという記事が目につくようになっております。その動向、当然注視をしていくわけでありましてけれども、その動向を見ながら、町の施策として無料化をやっていくのであれば、当然多額の財源も必要となりますので、国の制度等を注視しながら進めてまいりたい、取り組んでまいりたいと考えます。

志水正幸議員 国の施策の動向をしっかりと見定めていただいて、少子化対策に逆行すると言われていたこともありますから、できるだけそういったことに効果があるように、高校生までの医療費の無料化について、検討していただきたいと思います。

最後に、これから人口がますます減少する中で、少子化対策も重要でありますけれども、やはり高齢者の方々が、この住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりも大切であろうと思います。そのためには、今、作業中でありまして地域総合戦略の福崎版、私は本当にこれに期待をいたしております。立派な総合戦略、あるいは施策づくりに頑張ってくださいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長 志水正幸議員の一般質問を終わります。

3番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1. 地方創生総合戦略について

2. 交通事故のない安全安心なまちづくりについて
3. 町道等の雑草対策について
4. 豪雨対策について
5. 福崎町の教育の現状について

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の地方創生総合戦略についてでございますが、近年、少子高齢化、本格的な人口減少に加え、東京一極集中に伴うさまざまな課題が認識され、国を挙げて地方創生に取り組むとともに、各地域が特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、平成26年11月21日に成立いたしましたまち・ひと・しごと創生法では、国が人口の現状及び将来の見通しを踏まえて、総合戦略として、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向、施策を総合的かつ計画的に実施するための必要事項等を定めるとされました。

さらに、都道府県及び市町村にも、国が策定する総合戦略等を勘案して、地方版総合戦略を定めることが努力義務とされたことを受け、本町においても地方版総合戦略の策定に大変な努力をされておられると思います。

そのような中、国は28年度新型交付金1,080億円を予算化する見通しと報じられています。この交付金を活用した人口増加対策が求められておりますが、町としてどのような考え方と重点項目で取り組まれておられるのかについて、お尋ねいたします。

企画財政課長 新型交付金を活用するためには、福崎町まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、特に人口維持と地域の活性化のための施策を盛り込んでいく必要がございます。地方版の総合戦略における重点的な取り組みにつきましては、第5次総合計画を継承しつつ、現在総合戦略推進会議等で議論をさせていただいているところでございまして、これらの施策を検討し、戦略に盛り込んでいくものでございます。

牛尾雅一議員 ただいまの答弁ではその推進会議で検討をさせていただいているということでございます。今検討中ということですが、目に見えるというか、ある程度重点的に取り組もうと考えておられるというようなことはまだわかりませんか。

企画財政課長 いろいろと職員からも提案、日ごろ自分の担当以外のことでも福崎町の人口を維持する、また活性化するために必要な施策ということで、提案も募集しております。その取りまとめをした上で、総合戦略推進会議のほうに諮って検討してまいりますので、今のところ何をするというのを申し上げるわけにはいかないと考えております。

牛尾雅一議員 今から検討していただくということですが、私はその活力のあるまちづくりには、人口増が大切で、そのためには農業、商業の振興または企業誘致での雇用創出などが必要で、その実現のためには土地の確保ということが必要です。それで、市街化調整区域の有効利用が不可欠と考えております。厳しい規制がございまして、それを乗り越えての戦略でないと、大きな進展はないのではと考えておりますけれども、町のお考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 人口維持と地域の活性化が、地方版の総合戦略の目標でございます。

特に今市街化調整区域の定住等のご指摘でございますけれども、現在準備を進めております空き家施策、それと、特別指定区域の見直し、こういったものの活用を図って、人口維持を図りたいと思っております。

また、空き家バンクを活用していきますと、調整区域では住宅の用途変更等の問題が出てくるわけですが、この問題につきましては、兵庫県のほうに投げかけをしておりますして、現在規制緩和の方向で検討を進めていただいていると聞いております。

また、工業団地、働く場であります雇用の場、工業団地の拡充につきましても、兵庫県が国のほうに規制緩和を要望しておられるところでございますして、今後県とも連絡を密にしながら調整区域の土地の有効活用の方策について、検討を進めてまいりたい、このように考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、活力あるまちづくりのためには、ぜひその実現が求められると思いますので、努力のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、その今つくっていただいております地方版総合戦略策定の進捗状況はどれほどになっているのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 進捗状況でございますけれども、これまで2回の総合戦略推進会議を開催させていただきました。その中で、福崎町の50年後の人口についての人口ビジョンの案についての説明が終わったところでございます。

今後、先ほども申しました第5次総合計画を基本として、特に人口維持、それと地域の活性化のために必要な施策について、職員からの提案などをもとに素案を作成いたしまして、推進会議での意見を踏まえた上で、年度内の策定を目指しているところでございます。

牛尾雅一議員 年度内の策定ということで、期待をしております。今までその国がいろいろと考えてうまくいかないから、今度は地方で考えてくださいということで、国の眼鏡にかなう選択、策定が必要と思います。どこの自治体でも、頭を悩ませておられると思うんですけれども、ともあれ町がこの交付金を活用でき、活性化するよう、職員の皆様には大変ご苦労と思いますけれども、引き続き鋭意努力していただくことを求めて、次の質問に入ります。

次は、交通事故のない安全・安心なまちづくりということでございまして、この9月21日から30日の間、全国で秋の交通安全運動が「みんなで作る通学路の交通安全」、「思いやる気持ちで守る高齢者」を推進テーマに掲げて、運動の基本として、子どもと高齢者の交通事故防止を目指して今行われております。

そこでまず、八千種小学校、福崎東中学校の通学路にもなっております一級町道の東大貫溝口線の安全対策について、お尋ねしたいと思います。

私はこの東大貫溝口線で多くの事故を見ました。大変この路線は多く事故が発生していると思うんですが、町内での近年の他の一級町道を含めまして、事故件数の大貫溝口線との比較をお願いしたいと思います。

住民生活課長 この議員がおっしゃいました町道東大貫溝口線の交通事故の件数につきましては、福崎警察署に確認しますと、この平成24年から26年の過去3年間で、人身事故につきましては20件起こっておるということでございます。

他の一級町道との件数の比較までは、警察のほうはできていないということでございますが、警察の方に聞きますと、そのほかの町道と比べてもそんなに件数的に多いということはないということでございました。

牛尾雅一議員 その今人身事故20件ということをお聞きしました。その道路が南北と東西の道路が同じ幅の非常に広い道路ですので、スピードが出ている車同士の衝突ということで、大変大きなけがとかをされていることをよく目撃いたしました。

そういうことで今現在スピードが50キロ規制なんですね。今も言いましたように八千種小学校、また田原小学校もですね。福崎東中学校の多くの生徒が通

ります通学路でもあります。子どもたちの安全な通学のためにも、ことしの全国交通安全運動のテーマであります「通学路の交通安全」ということにも兼ねまして、やはり大きな事故が起こるといふのは、スピードが第一の原因じゃないかというふうに思いますので、現行の50キロ規制というのを40キロにさせていただくのが良いかと思うんですが、ご見解をお願いいたします。

住民生活課長 速度規制の変更につきましては、行政だけということではなかなか難しいかとは思いますが、警察にも確認をいたしますと、路線の一部だけを変更するということは難しいですので、1路線の起点から終点までを50キロから40キロなら40キロ規制にするということにつきましては、地域の方からの要望があり、また沿線の関係集落の合意により進めることができれば、変更することはできますということでもあります。

牛尾雅一議員 地元の同意ということですので、ここの路線は東大貫からずっとその長目地区のところまで通っておりますので、地元の区長さん方のご協力が要ると思うんですが、そこらはまた区長さん方のご協力を町のほうからもお願いしていただくということで、私もまた区長さんをお願いもしたいと思いますが、子どもの通学のときに横断歩道を渡っておったときにも、けがをしたということもありますので、ぜひその40キロになるように努力したいと思っております。

続きまして、このような大きな事故が起こるといふのはスピードもですが、交差点、特に危険な交差点に大きな事故が常に起こっておりますので、そういうところの交差点は信号の設置というのを、たびたびの人身事故を見ますと、必要と思いますが、そのあたりのお考えをお願いいたします。

住民生活課長 この東大貫溝口線につきましては、主要部分につきましては信号が設置されておりまして、南大貫の近辺ですとか、長目近辺に行きますと、信号がございません。各八千種小学校なり田原小学校の通学路要望からも信号の設置ということが出てきております。また、南大貫につきましては、地元集落からも要望がそういったことでも出てきておりますので、こういったところにつきましては、既に兵庫県の公安委員会のほうに設置の要望をしているところではございます。

議長 しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。



休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分



議長 会議を再開をいたします。

牛尾雅一議員 午前中に引き続き、交通事故のない安全安心なまちづくりについてです。

課長から、午前中に答弁をいただきまして、人身事故がその路線で20件ということをお教えいただきました。私の見る限りでは、大半は南大貫バス停近くの一級町道が交差する、道路が広いところでの事故をたくさん見ましたので、大半がそこでの事故じゃないかと思うんですが、20件ということは少なくとも40人以上の方がけがをされているんじゃないか、大概大きな事故だったので、と思います。

その交差点は特に危険ですので、地元の区長さんも要望されているということも答弁をいただきましたので、ぜひその早期に設置をしていただきたいと思うんですが、設置の見込みはどうなっていますか。

住民生活課長 信号機の設置につきましては、この南大貫の交差点もそうですけれども、ほかからもたくさん聞いております。合わせて福崎警察を通じまして、県の公安委

員会のほうに要望してるわけなんですけども、県のほうも財政事情の関係がございまして、県内年間で200から300近い要望がある中で、つくのが確か三、四十基というようなことで聞いておりますので、なかなか設置については難しいということで聞いております。

牛尾雅一議員 難しいということですが、非常に大きな事故が発生しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、ずっと西に行きまして、播但道のボックスの手前から文具のくれよんさんの南の信号のあたりは、70メートルか60メートルか、その間に信号がたくさんあって、交通量が多いということで、通勤時間とか夕方に交通停滞が慢性化しているというふうに見ております。

交通の専門家の方に調査というか、信号の時間差とかいろんなことを組み合わせたりして、その解消に向けて何か策はないのかと思うんですけども、そのあたりのところを教えていただきたいと思ひます。

住民生活課長 専門家に確認をされているかどうかというのはちょっとわかりませんが、警察のほうでも特に播但道と、それから今言われましたくれよんさんの前の信号、あの辺の切りかえのタイミング等については、何回も変更をされているように、私も毎日通っておりますので、見ております。警察のほうでもそういった形で見直しをされながら、できるだけスムーズな運行ということでされているというふうに思っております。

牛尾雅一議員 そのように対応もしていただいておりますが、それだけ混むというふうな答弁でございました。

その一つの原因に、播但道のボックスの中は右折レーンですか、こういうふうには東行き、西行きともなくて、それで仮に東行きの方が播但道に乗って姫路方面に行かれるとしますと、そこで右へ曲がるためにとまられたらもうそこで後ろがつかえてしまうということですので、あのボックスの中は拝見しますと、北側に相当広い歩道があるんです。それで南側にも広い歩道があります。そのボックスの中で、ですから、中学生はみんな南側の歩道が連動してずっと中井印刷さんの前からずっと東中まで行ってますので、皆通っているんです。それで、北側はほとんど利用がないように見えます。全くなくすという訳にはいきませんが、北側の今ほとんど利用のない歩道を狭めていただいたら、右折レーンがとれるというふうに私は見てるんです。

それで、私ずっと姫路へ行くときに、今、砥堀とか野里のところをよく通るんですけど、国道312号線のバイパスですけど、今まで右折レーンがなくて非常に困って混んで大変なところが完全なスペースというか広さではないですけど、右折レーンをとるように工夫されて、2カ所ほどあります。ですから非常にその停滞がなくスムーズに行けるように、今なっています。姫路へ行くときね。で、また姫路から福崎のほうへ向かうときも。

ですので、そのようなことが、それは警察の方のあれなんだろうけど、考えられないのか、お聞きしたいと思ひます。

まちづくり課長 播但の南ランプ橋梁部の下の交差点改良ということでございますけれども、今、北側歩道を狭めて右折レーンが設置できないかということでもありますけれども、これまでも検討をしております。

ただ、右折レーンを設けることによりまして、東行きの車線を北側へ寄せることになってしまいます。これによりまして、今現在播但に乗るときに大型車の左折に苦慮をしております。これが北側へ寄せることによって、左折できないという状況になってきておりますので、現在の状況から考えますと、構造上困

難というふうに考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたけれども、非常に停滞が万年化というか、たびたび起こるということで運転者の方がイライラされるということは、交通事故の発生ということも危惧されますので、何かいい知恵がないかというふうに思いますので、今は難しいということですが、何かいい方策をまた考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、歩行者の安全を図るという意味で、また、子どもたちの通学路になっているところもそうなんですけれども、子どもたちが通るのに、よく今ごろ他市町に行きましても、そのグリーンで歩行者が通るところだけずっと引いてあるところをよく見かけます。

以前にも質問をさせていただいたんですけれども、田原の小学生が大門北の加治谷、亀坪の子どもさんが、下校時にずっとその田尻の派出所から播但道のところまでを左側通行でずっと帰られるんですね。というのはその道路の形状、構造上、右側を通ると車の見通しが悪くて危険ということで、登校時は右側になるんですが、同じところを帰るとき通りますので、今度は帰るときは左側通行ということになります。

それでその大門のそういう方々からも、以前に、左を通すんやったら、それなりの処置が要るんじゃないか、ここ通るところですよ。グリーンでも白の点線でもいいんですが、そういうふうにして、子どもたちに、そこを通るということを促すということが要るんじゃないかというふうなことを、私も思います。

そのグリーンベルトなり、そういう線を引くとか、そういう対応をお尋ねいたします。

住民生活課長 福崎の東交番から播但道福崎の北ランプの交差点、北側までの路肩のカラー舗装についてということでございますけれども、これは田原小学校のほうから、平成27年度の通学路危険箇所の改善要望ということであがってきておりました、通学路安全推進会議でも協議をいただきまして、道路の北側の路肩をカラー舗装というか、カラー塗装という形で進めるということで考えております。

牛尾雅一議員 進めるということを考えていただいているということで、非常に安全上も助かります。子どもさんの通学に安心して親御さんも帰りも迎えられるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、自転車、交通事故というか自転車の事故も非常に多いということで、そしてまた自転車が加害者になる可能性も往々にしてあるということで、県が自転車保険の加入ということを10月1日から義務化されたということもありまして、福崎町内でその自転車保険の加入率について、どれぐらいになっているのかわかりましたらお願ひいたします。

住民生活課長 自転車の損害賠償の保険につきましては、自転車専用の賠償保険や各種損害保険会社を取り扱う個人賠償責任保険、それから、自転車店で加入できますTSマークつきの附帯保険など、さまざまな保険がございます。

ですので、町内全体でどれだけの方がこういった保険に加入されているのかということについては、把握できていないというところが現状でございます。

牛尾雅一議員 県が条例で義務化されておりますので、町としても県がせつかく安い金額で入りやすい制度をつくっていただいておりますので、加入の促進を図っていただくと、そういうことがとりもなおさず交通安全意識の向上にもつながりますので、推進を進めていただきたいと思いますと思うんですが、進めていただくに当たりまして、どのように進められるのかをお尋ねいたします。

住民生活課長 自転車損害賠償の保険の県の交通安全協会が提供しております保険の加入につ

きましては、この自転車保険のチラシを、ことしの5月と8月の2回、区長さんをお願いをしまして、各戸回覧を実施しておりますし、来月の広報にも掲載を予定することとしております。

また、各小・中学校の児童・生徒に対しましても、交通安全協会のほうから、この自転車保険の加入申込書の配布も行われておるといことでございます。

牛尾雅一議員 町内の方が、一番いいのは100%ですが、ほとんどの方が入られて、そのいろんなトラブルというか、その解消、もしものときの備えになればというふうに思いますので、取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、次の項目の町道等の雑草対策についてに入りたいと思います。

近年、地球温暖化の影響ですか、以前にも増して雑草の生育が早くて、町内において雑草対策を真剣に考える時期が来ているのではないかというふうには私は思います。

今年度においては、5月から8月は例年をはるかに上回る高温でしたし、また、集中豪雨で多湿ということですので、町内全域において、雑草の処理に皆さん苦労されたというふうには思います。そのような状況、状態ですので、町道一級、二級道については、町なりまたは業者の方による草刈りをしていただいておりますけれども、その対応が従来より厳しい状況ではなかったかというふうには思いますが、そのあたりのところをお願いいたします。

まちづくり課長 町道の草刈りについてでございますけれども、議員ご指摘のように草の伸び方も降雨等の関係もあって、伸び方も早いというところがあって、維持管理には苦慮をしているところでございます。

牛尾雅一議員 伸び方が早いという答弁でしたが、草の伸びぐあいというんですか、草刈りの実施については、事前の計画どおりにずっと進められるのか、草の伸びぐあいが、すごく伸びてるところや危ないというところがあれば、そこを優先的にされるのか、そのあたりはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 今現在業者委託をしておりますところは、決まった路線、決まった箇所を実施しているところでございます。

牛尾雅一議員 そうしますと、歩道上にずっとこう草が被さってくるとか、そういうふうなすごくその伸びてるようなところがあるとしたら、そこは計画どおりの順番を待たなあかんということでしょうか。

まちづくり課長 歩道等緊急性のあるところ等につきましては、直営班によりまして管理を行っているところでございます。

牛尾雅一議員 安心いたしました。

ですけれども、このように草が、1回刈っていただいても、次またすごく伸びてとかいうこともありますので、これだけ草の状態が激しいとなりますと、以前の1回じゃなしに、年2回を実施を考えていただいてもいいんじゃないかと思うんですが、そのあたりをお願いいたします。

まちづくり課長 ご指摘の回数につきましては、財政的な面もございしますので、検討はしていきたいというふうには考えております。

牛尾雅一議員 今、検討というお言葉をいただきました。私も大貫ですので、田んぼが町道にひっついてますので、農家の方が、地域の方が、町が刈りに来てくださるまでに、もう伸びてたら刈って、善意というんですか、皆刈ってくださっております。

しかしながら、今元気な方でも、もう既に70歳とか65歳以上の方がほとんどですし、高齢化の問題もありますし、また農家も減少の傾向でありますので、田んぼの横は必ず刈らないかん、昔のことで、もう田んぼの横は全部自分が町

のもんでも何でも刈るんやというて、みんなしてくださっているんですが、それがなかなかできにくいような状況になると思うんです、先には。

ですから、そこらも踏まえまして、雑草対策というんですか、そこらをまた真剣に町としても考えていただく、1回を2回、今検討してくださるということですので、2回ということでしたら、非常に広い範囲がまた景観もきれいになりますということですよ。

それで、現在の場合を考えましたら、町道のその横の1メートルのところを大体刈っていただくというふうに決められているというふうに聞くんですが、1メートルということに決まっているんでしょうか、そこをお願いいたします。

まちづくり課長 町道の管理におきましては、通行に支障がない範囲ということで、下まで刈れば良いのですけれども、今議員言われましたように、路肩から、基本1メートルの範囲で、狭いところ広いところあるんですけども、それを基本に草刈りをしているところがございます。

牛尾雅一議員 通学路になっているところとか、そういうようなところは今の答弁でしたら1メートルを超えてきれいにしてもらえるとというふうなことで行ってらっしゃるんでしょうか。

住民生活課長 こちらのほうで通学路として草刈りをしておりますのは大門の桜池西側の通学路と、それから八千種幼稚園の北側の山沿いの通学路、ここに関しましては状況を見まして年に一、二回程度草刈りをしておるということではございまして、あとにつきましては、今、まちづくり課長が申しました道路法の草刈りで対応というような形になっております。

牛尾雅一議員 町道で1メートル刈っていただいております、五、六十センチとか、残っているところを、その隣の田んぼの方がずっと刈っておられたときに、小石が飛んで通行の車のガラスを傷つけるというふうなことがちょこちょこあるというふうに聞きます。できれば今1メートルということで、それを越えた部分は残されるんですけども、できればそこもあと田んぼの所有者の方が刈られたときに危険なようなところはそこらも考えていただいて、1メートルを超しても、草のあるところ、のり面の上のほうまでも刈っていただくようなことを、また考えていただきたいと思うんですが、その点についてお尋ねいたします。

まちづくり課長 今現在では財政的な面もあり、その範囲といいますか、できるだけ伸ばしたいというところもありまして、1メートルの範囲でしているのが現状でございます。それらについては財政面も含めまして検討はしていきたいというふうにご考えております。

牛尾雅一議員 そのように検討していただきたいと思っております。

それで、草刈りも大変なんですけれども、刈ってもまたすぐ伸びるということで、交差点というか、そういうところとか、特に草が伸びたら見通しが悪くなって危ないなというようなところは、防草シートというか、そういうのははるとか、いろんなことを考えて、草が生えないというふうな対応をとるような場所も必要じゃないかと思うんですけど、それはどのように思われますか。

まちづくり課長 防草シートの設置については、まちづくりの担当のほうでも今考えておられて、部分的に、試行的にやってみて、その効果というか、それも検討しながら、あとは費用的なものも含めて、検討はしていきたいというふうにご考えております。

牛尾雅一議員 今は大きな一級、二級町道です。それでまたそれ以外の町道の草刈りというのは各自治会のほうで道普請とか溝普請とかということで、自治会もですが、自治会の溝普請、道普請以外のときは、農家の方々の善意でというか、自分の田

んぼの、田舎ですから田んぼの真横も刈りますし、そのまた反対側までも刈るように、大貫でも皆そのようにされています。

しかしさっきも申しましたように、高齢化と農家の減少ということもありまして、なかなかこれがずっとこの先続くかということは疑問になっております。

そういうこともありまして、その8月初めに町内一斉、県下一斉ですか、クリーン作戦をされて、非常に多くの方に参加していただけてきれいになるんです。雑草を含めて、多くの方が出てくださるので、非常にきれいになります。

このクリーン作戦を拡大というか、福崎町には多くの工業団地に多くの方が働きに来ていただいております。神河とか市川からも来ていただいております。そういう方は福崎町と同じ農家の方もおられるということも考えましたら、工業団地の方々にも企業にも声をおかけして、福崎町にこう勤めに来ていただいていると、福崎町の道路を通過して工業団地に行ってもらっているというふうなこともありまして、そのクリーン作戦を拡大して、もっと多くの方に参加していただけて、より町内をきれいにする、というふうにしますと、みんなの負担も減るというふうに思うんです。

ですからそのクリーン作戦を、できればそれは1回から2回ということは最高ですが、今の範囲を広げて、対象者を広げて、参加してもらえようという取り組みというのは、考えられないのかなというふうに思うんですが、その点について、お伺いいたします。

まちづくり課長 議員ご指摘のクリーン作戦の拡大で区長会でありますとか工業団地の企業様に協力をいただくということでございますが、それらにつきましては、区長会でありますとか、工業団地協議会等に相談といいますか、協議はしてみたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 ぜひそのようにまた検討というか、研究をしていただきたいと思います。

通学路の草刈りのことを言ったんですが、不審者とか、そんないろんな事件が全国的にありますので、以前にも議会で質問したんですが、八千種小学校の大貫とか余田新田の子どもが帰る旧の福崎保育所の北、あそこは山際が歩道ということになっておりまして、以前はスズメバチが巣をつくっていたということで、大きな栗の木ですか、撤去していただけて、非常にきれいになっておったんですが、ことしはその草の生育がすごかったせいか、非常に草が生えておって、通るのに子どもが困っておりました。

毎年そういうふうなことになりますので、通学路の管理は誰がされるのかについて、お尋ねいたします。

住民生活課長 管理といいますか、今言われました八千種幼稚園の北側の通学路につきましては、こちらのほうで草刈り等の対応もしておりますし、昨年そういった形での立木の伐倒、伐採もしておりますので、こちらのほうで状況を見ながら対応をしていきたいというふうには思っております。

牛尾雅一議員 人目につきにくいところですので、巡回というか、その草の、子どもたちの通学のことをまたよく見ていただきたいと思いますというふうに、私も見ましたら、また住民生活課さんのほうに情報を届けたいと思います。

午前中で城谷議員が八千種の春日のキャンプ場のところで、草がたくさん生えているとか、いろんないい質問をされました。私も8月のお盆に、実は夜でしたが、見回りを兼ねて行きました。すると、大阪とか遠方から3家族か4家族の方が来られていました。

その大谷池というか、その直前のところで、山から雑木というか、それがもう垂れ下がって道路で、私も小さなボックスの車ですけど、フロントガラスにバ

ーンと当たるような状態でした。

ですので、その山の持ち主、所有者がそれを刈らないかと思うのですが、なかなかできにくいとかいうことでしたら、町のほうが管理をされるのか、そこらこれからのもありますので、お願いしたいと思います。

まちづくり課長 今ご指摘の春日キャンプ場線につきましては、町道維持管理の中で業者委託をしている路線でございます。

牛尾雅一議員 その道路の横というか、山際の下でのり面はきれいに刈ってありました。ところが、上からかぶさるのは個人の持ち物ということで、許可というか、事前に持ち主の方に言わないかというようにもあって残っておったかもわかりません。今、見てませんから、もう刈って、切っていただいているというふうに思いますけども、都会から自然を求めてキャンプ場に来られている方がほとんどでございますので、照明とかそういうことがなくてもいいんですけども、おもてなしという観点からしますと、ずっと入ってこられるのに気持ちよくこのキャンプ場のところまで来ていただくということが大事だと思いますので、そこらあたりもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは続きまして、4点目の豪雨対策について、質問させていただきます。

今回の台風18号の影響による記録的な豪雨で、鬼怒川の決壊や土砂崩れなどで、東日本において大変な被害が発生いたしました。慎んでお見舞いを申し上げたいと思います。

近年の日本国内におきましては、想像もできない豪雨にどの地域でも見舞われる危険があるというふうに思います。今回の東日本豪雨では、2日間で約600ミリ降るなど、短期間で9月の平常降水量の2倍以上の地点が相次いだと報道されております。

福崎町におきましても、もし生野とか神河の地区で同様のことが起こりますと、福崎町はどのような状態になるというか、被害想定を考えられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 福崎町では昨年1月に防災マップを作成しまして、各戸配布をしております。

この防災マップには洪水浸水想定区域というものを掲載し、水深と浸水範囲を示しております。

この基準におきましては、市川においては1日に総雨量210ミリを想定したものでございます。このたび関東や東北で降った2日間で600ミリというのは、この想定以上でございますので、今防災マップにお示しをしております洪水浸水想定区域を越えた範囲、また水深になると考えられると思います。

牛尾雅一議員 こういうことが起こっては困るということはこの地域でもそうなんです。

この水害、鬼怒川の決壊のこともありますので、やはり河川、市川の河川がスムーズに瀬戸内海までずっと停滞というか、滞留することなく流れるということが一番のことだと思いますが、市川の河川の改修というか、それは以前何か河口というか、島からしなければいけないということを知ったんですが、進捗はどのようになっているか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 今議員がおっしゃいましたように、市川においては河口部分、河口付近といえますか、そこで改修を進められております。

まだ福崎町内へ来るというか、上流部へ来るのは、相当先というふうに聞いております。

市川において、県では改修計画は今のところないと聞いておりますが、緊急性でありますとか、災害等の対応が必要であるときは対応しながら、適正に維持管理を行っていくというふうに聞いております。

牛尾雅一議員 福崎のところまでということは、相当の長い年月がかかるというふうな答弁でございます。

それでしたら、現在ある邪魔者というか、水の流れに対する邪魔になる障害物を取り除く対策も考えていただかなくてはと思うんですが、その点について、どのようにお考えになっておりますか。

まちづくり課長 障害物というのはどういったものか、雑木等のことを言われるんですが、それらにつきましても県に管理していただく要望はしていきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 今課長も言われました雑木とか土砂の堆積し過ぎているところを、最低でも取り除いていただいて、水の流れをよくし、その安全が図られると、そういうふうな対策をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、非常に大量の豪雨、記録的な豪雨が一年に1回、2回とかいうことを考えますと、西光寺地区のことを考えましたら、水害防止というようなことで、中国道北側の雨水が中国道を南へ行くということになりますと、非常に西光寺の仁王門というか、あの近所であふれてしまいます。

それでいま川すそ川を計画して広くしていただくんですけども、市川の水位が、7月の台風11号のときでしたら、香福橋がもうその橋げたのところまでいっぱいに来ていたような状態にもなります。

そうすると、川すそ川からの市川への水のはけというか、非常にそれが出にくいんじゃないかと思えますので、一番は川すそ川というのが大前提なんですけれども、それに加えてその西光寺のところの水害を防ぐには、中国道北の分の水が向こうへ、南へ行かないように、西へ、井ノ口中島線の雨水幹線につないでいただくとか、将来、直接その吉田のところから市川に直接放流するというふうなことを考えていただかなければ、と思うんですが、その点についてお考えをお尋ねいたします。

上下水道課長 現在整備を進めております川すそ雨水幹線は、田原小学校や役場、南田原の市街化区域のほとんどを含む約113ヘクタール、市川左岸第1排水区の雨水幹線として整備を進めているもので、7年確率時間降雨量46ミリに耐えられるものとして、河川断面等を決定しています。

新たな雨水環境整備をすれば、川すそ雨水幹線の排水区域が異なってくるため、全体計画に基づき整備を進めていきたいと考えています。

牛尾雅一議員 その全体計画が大事ですので、よくわかります。その大きな雨水幹線というのではなしに、小さな、何か逃がすというふうな、ライフに調整池という非常に大きな駐車場を利用した調整池もありますが、そこらの協力というか、そこらもまたしていただいて、そこにつなぐとか、民間のところです、非常にあれですが、そういうようなこともまた考えていただいて、何とかその仁王門の近くに水が集まらないような方策もまた考えていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、7月の17、18日の台風11号の際に、福崎町では総雨量219.5ミリ、最大1時間雨量が32.5ミリというふうに大きな雨が降りましたが、川すそ雨水幹線が完成いたしまして、私非常にすごい香福橋、雨量と市川の水位を見まして、心配というか、行きますと、非常にそのこの雨水幹線のおかげで福田のほうに向かっております上井下井とも非常に水位が、上井のほうはもうほとんどそっちへ行ってなかったと思いました。この前水害が起きましたサルビア保育園の北側のところも、もう水位、下にもはりつくぐらいの水でしたが、この雨水幹線の完成で、山崎福田駅前地区の排水の状況の変化と

いうのを見られていると思うんですが、そのあたりを教えていただきたいと思
います。

上下水道課長 千束水路から川端雨水幹線への分岐部分に設けましたゲートを閉鎖し、川端雨
水幹線に放流することで、下溝の水位を低く抑えることができております。

これまで、床下浸水等が確認されていたサルビア保育園付近や、冠水があった
駅の構内、財産区会館付近や福田の住宅地でも浸水等の被害がない状況でした。

また、福田大歳神社付近での道路冠水についても、越水した水の量が少なく、
床下浸水がなかったことなど、川端雨水幹線整備の効果だと確認しております。

牛尾雅一議員 私もその大雨のとき見せていただいたんですけど、非常に勾配とがあって、流
れが速く、非常にスムーズに市川に直接放流できて、非常に威力を発揮、それ
でまた川の断面もあぜというか、上のほうまでつくっておられまして、非常に
大きな川ができたというふうなことで、すばらしい流れというふうに見せてい
ただきました。

その雨水幹線が完成で、今、福田の大歳神社のところも水があふれること少な
かったというふうに答弁いただきましたけれども、さらなる洪水対策というか、
大歳神社付近のそれがまだ必要なのか、お尋ねいたします。

上下水道課長 福田の大歳神社付近の雨水対策であります。前回にも計画的に発表をさせて
いただきました直谷第2雨水幹線を整備していく必要があると考えております
が、現在のところ駅東雨水幹線の整備を進めているところでございますので、
そのあたりの状況も踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、直谷第2雨水幹線と言われましたのは、その大歳神社のところに来ており
ます上井の水路の幅とそのそこから七種川までに一定の間水路の幅が逆転して
いるのを解消するということですか。

上下水道課長 議員ご指摘のとおり、狭くなっております水路の幅、断面等、勾配も含めまし
て、検討を進めまして、拡幅をしてまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 そうしますと、七種川にスムーズに流れて心配がなくなるということで、大変
皆さんも喜ばれると思いますので、駅前整備の関係もございしますが、また鋭意
検討していただきたいと思います。

続きまして、福崎町の教育の現状についてということで、今回、今年度から理
科を加えまして、全国全ての小・中学校で実施されました全国学力テストの結
果について、福崎町の小・中学校の結果について、お尋ねいたします。

教 育 長 議員がおっしゃいましたように、ことしは理科を加えて3教科の分野で実施さ
れました。少しばかり大きな声で言いたいんですが、今回は小学校、中学校の
全ての分野において、全国平均を上回りましたと同時に、過去8回実施してき
ました中で、福崎町としても一番いい結果が出ましたので、教師や子どもたち
の頑張りを高く評価しています。と同時に、私も喜びとともに安堵感を味わっ
ています。また、関係各位の支援も忘れてはいけないと思っています。

しかし、いつも言っていますように、このテストは学力の一部を見るものであ
って、学力の全てとは言いきれません。けれど、この分野ではすばらしい結果
であったことには間違いありません。

牛尾雅一議員 教育長に答弁いただきまして、すばらしい結果ということで、非常にみんなが
喜ばしい、町民みんなが喜ばれることで、大変うれしく思います。

こういうふうないい結果が出たということ、先生初め全ての方の努力ですが、
その結果の分析、生徒の生活面も含めて全てがよかったということと思いた
すが、そのあたりをお尋ねいたします。

教 育 長 議員もおっしゃいましたように、児童・生徒や教師の頑張りは言うまでもな

く、保護者の学校行事への参加・協力、ヘルパーさん活動の地域の方々による安全・安心の学校づくりがあったと思います。落ちついた教育環境の中で、教師陣が過去の結果を分析し、町の学力向上委員会を立ち上げ、町全体で取り組んだこと、さらに、学校独自で取り組むことを研究し、実践してくれたことだと思います。

さらに、子どもたちも教師の指導によく従ってくれたこと、さらに、同時に行いました生活実態調査等にも見られますように、朝ご飯をきっちりと食べている、挨拶をする、地域の行事に参加する等、家庭や地域を挙げてのご支援も後押し之风となっていると、こういうふうに思います。

牛尾雅一議員 ぜひこのいい結果を来年度もまたその次の年もというふうに続けていただきたいと思いますが、今後の方針というか、さらなる方針等ありましたら、お願いいたします。

教 育 長 勝って兜の緒を締めよ、ことしよかったから来年もといったような柳の下のドジョウ式な考え方は捨てて、ことしの結果を町全体で、また各学校で分析し、よかったところは継承・発展させ、まだまだ改善の余地があるところはしっかり取り組んでいく必要があります。

学力向上委員会を中心に、来年度に向けて、今研究をしているところでございます。

牛尾雅一議員 今の答弁もありがとうございます。そして、その学力だけでなく、運動とかその他の分野でも、子どもたちがいきいきと活動できて、子どもたちの長所を引き出していただいたり、伸ばしていただくと、そういう教育も大事というふうに思うんですが、その点についてのお考えをお尋ねいたします。

教 育 長 そのとおりだと思います。子どもたちには一人一人個性があります。算数は苦手だが社会科は得意であるとか、体育は不得手だが音楽は得意だとか、理屈はうまく言えないけれど、ものづくりは得意である等、その子その子のよさを見つけて伸ばしていくのが保護者であり学校であると思います。そしてそれを支えてくださるのが地域の人々だと思っております。保護者だけが、教師だけがじゃなくて、地域も巻き込んで、教室の勉強だけではなく、教室の外での子どもの活動を理解し、支援していただく必要はあろうかと思っております。

例えば、科学の好きな子には吉識雅夫科学賞、歴史の好きな子には柳田國男ふるさと賞、英語の好きな子にはイングリッシュ・フェスティバル、歌の好きな子にはふるさと音楽祭、絵が好きな子には山桃忌絵画展、運動の好きな子には各種のスポーツ団体のご協力による子どものスポーツ大会等、子どもたちのあらゆる面からいいところを発見して伸ばしてやりたい、そういう取り組みを現在も教育委員会、学校だけでなく、地域の力をかりながら、一生懸命取り組んでいると、こういうふうに思っております。

牛尾雅一議員 大変ご苦労ですけれども、よろしくお願ひいたします。

世間ではいろんな事件というものもあります。1人の親の家族の方が、お仕事とか精神的に、全部じゃないですけど、二人親に比べて非常にご苦労もあろうかと思うんですが、家庭訪問とか学期末懇談等の際に、先生方は常に子どもを、生徒を見ていただいておりますので、日々の子どもの変化とかいうふうなこととかを気づかれたら、よい点、悪い点を含めて、親御さんに知らせていただいて、よかったらほめていただいたりとか、その一人親家族、一人親さんの心の支援、そういうふうなことも必要、大事だなと思うんですが、そういうふうな取り組みをまたどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

教 育 長 どの家庭においても全てが同じ状況ではないと思います。一つ一つの家庭の

実態をよく見きわめ、対応をしております。

例えば、健康福祉課と協力しながら、生活保護費の支援や学校費の支援等を行っておりますし、民生児童委員さんとも連携し、協働支援も行ってあります。また、悩みや相談等も積極的に対応しています。延長保育や学童等でも支援も行ってあります。

ただ、全ての親の全ての要望に応えられているかと言われれば、諸事情により課題もあります。その課題を一つでも多く解決する努力はしてまいります。

牛尾雅一議員 大変なことですが、よろしく願います。

学校では先生方というのは時間的、そしてまたこんなに情報がいっぱい子どもたちもいろんなことを知っておりますし、精神的に余裕もなかなか持ちにくいような時節がらじゃないかと思うんです。

先生方に時間的な余裕ができて、子どもの学力を伸ばしたり、授業研究のために先生方が時間を使っていただくような報告というか、何かそのいろんな事務的なことですか、非常に多くというようなことを聞くんですけども、より先生方が子どもたちにかかわっていただくような教育方針、教育について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

教 育 長 先生の勤務時間は学校によって多少の違いはあるんですが、おおむね8時から16時30分となっています。しかし、福崎町の先生方は総じて勤務時間を超えて子どもたちの教育に携わってくれています。そのような先生方に感謝をするとともに、健康の保持増進について、心配をしています。

そこで、各学校では、週1回程度ノー残業デーや、ノー部活動デーを設定して、定時退校に努めてもらうようお願いをしています。

このことは学校だより等でも保護者や地域の方の理解と協力をお願いしています。

また、町教育委員会も町独自の調査事項をできるだけ少なくしたり、書類の提出期間を長くするなどの配慮はしています。

また、サマースクールやウインタースクール、土曜英語教室も、学校施設を使わない、学校の先生にお願いしないというふうな形で進めておりますし、学校支援地域本部事業でボランティアさんを募集いたしまして、学校の校庭の草刈りや草引き、ペンキ塗り等、ボランティアさんの方にしていただいて、その時間を先生方が子どもたちに向いていただけるような、そういう取り組みもしております。

これからもお願いすることばかりなんですけれど、地域の皆さんのご支援を賜りまして、その辺も改善していきたいと、こういうふうに思っております。

牛尾雅一議員 丁寧な答弁ありがとうございました。福崎町はその教育は道徳、英語教育などに早くから取り組んでいただいて、今回の学力テストの結果に出ましたように、高い教育水準はもとより、柳田國男先生の教えを生かした文化とロマンの香る福崎町ということを示すことで、町の人口増にもつながる、まさにその地方創生戦略の大きな、この教育は項目の一つではないかと思っておりますので、ますますよい方向が継続されますことを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 しばらく休憩をいたします。

再開は2時10分といたします。

◇

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時10分



議長 会議を再開をいたします。
牛尾雅一議員の一般質問を終わります。
次、4番目の質問者は石野光市議員であります。
質問の項目は

1. 農地への有害鳥獣対策について
2. 市川河川内の雑木除去について
3. 水害対策について
4. 学童保育園の運営について

以上、石野光市議員。

石野光市議員 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。
まず、最初の項目は農地への鳥獣被害の対策についてであります。
ことしの被害状況について、どのように把握されているのか、そのことについて、まずお尋ねをいたします。

農林振興課長 今年度の被害額については、まだ集計ができておりません。
地元の区長さんからの駆除の依頼文書によりますと、イノシシが今年度5件、イノシシとシカで9件、シカが2件、アライグマが2件で、計18件の駆除の依頼文書が提出されております。

石野光市議員 過去の状況等と比べて、特に変化はないのでしょうか。

農林振興課長 地元区長様からの依頼につきましては、平成25年度で6件、平成26年度で11件でございましたので、今年度はそれに比べるとふえております。

石野光市議員 私のおります上中島でも、過去に比べてやはり相当アライグマと思われるスイカ等への被害を見ているところであります。おりをお借りして設置したりしてみたわけですが、おりでの捕獲の成果はことしはどうだったのでしょうか。全体として以前よりおりでの捕獲が難しくなったように思えるのですが、いかがでしょうか。アライグマ等の学習効果といいますか、そうした知的にやはりすぐれた動物だけに、以前より捕獲が難しくなっているのではないのかなというふうに思ったりするのですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 おりでの捕獲の変わり方なんですけれども、平成26年の9月に大型のおりを10基購入させていただきました。9月なので実際はほとんど使ってはなかったんですけども、去年はシカが11頭、イノシシが46頭とれております。今年度はシカが2頭で、幼獣含めまして、イノシシが71頭とれております。

アライグマにつきましては、今年度まだ集計とってないんですが、平成26年度は38頭とれております。

動物と知恵比べの面もありまして、議員指摘されたように、猟友会の皆さんも工夫を重ねながら捕獲している状況であります。

石野光市議員 動物、特にアライグマがこの上中島では多いようなんですけど、おりを置くことによって、余り近づかなくなったというような効果が見られていた時期もあったようなんですけども、最近はおりがあってもその側をすり抜けて、被害をこうむるといような傾向も最近は出てきているというふうに聞いております。

農家が防護柵を設置したほうがいいのかということ、そういうことを検討されている農家の方もあったり、既に設置をされたというふうな例もあるようです。

町から補助というふうなことは無理なのだろうかというような声も聞いたりしておりますが、こうしたことについて、県下での取り組みの状況はいかがでし

ようか。

農林振興課長 個人の農家に対しての柵の補助については、現在のところ聞いておりません。

石野光市議員 農地の面積等で規模によって金額も大きくなったりするようです。防護柵の設置について、補助対象にするその基準も検討しなければならないかと思えますけれども、全体としてそうした防護柵の設置についての補助についての検討はできないだろうかというふうな声も聞いておるところですが、こうしたことについてはいかがでしょうか。

農林振興課長 やはり一定の効果が期待できます複数の集落とか、単独の集落とか、営農組合、たくさんの農地を耕作しておられる営農組合とかに広い範囲で設置いただいた場合に補助するのが適当と考えております。

石野光市議員 規模が大きい形でのそうした取り組みというふうなことが一つの条件と受けとめました。農道に扉を設けて、そうした形での例も見たりするわけでありませけれども、個別の農家の取り組みについても、割合を一定決めて、検討することについても、やはり今時期的にそういうことも考えるべきところに来ているのかなというふうに思ったりするところですが。

割合というふうな問題についても含めて、一度は検討されたらどうかというふうにも思うところですが、改めてこの点について、お尋ねいたします。

農林振興課長 県下及び周辺の市町村の動きも見ながら研究していきたいと考えております。

石野光市議員 10%とか、消費税分とか、いうふうな形もやはり一つの選択肢になっても、やはり農家の皆さんについては、町も一定の配慮をしているというふうな形での取り組みになったらというふうにも思ったりしているところでありませ。鋭意積極的なご検討を求めているというふうに思っています。

次に、その市川河川内の雑木の除去についてであります。

さきの牛尾議員の質問の中にもありました。また私が以前取り上げさせていただいて、実際に雑木が林立しておったというところで、除去をしていただいたという経験というのですか、経緯もあるところですが。

最近また八反田に住まいされている方から、複数の方から、やはり今また深刻な状態になっているんだということをお聞きしました。写真もこんなふうにパノラマという形になっていきますけれども、ちょうどこれが八反田予備水源からの水管橋、水管橋からこちらへ、北側のほうに広い範囲で雑木が林立すると、さらにそれにくずが巻きついて、流れを悪くするという状況が見られます。

これは結局その市川の水位が上昇した際に水流の速度を低下させ、さらにこれを助長するそういうマイナス効果が懸念されるわけでありませ。

宮城県大崎市では、この9月11日、渋井川の堤防が決壊し、広い範囲で浸水の被害が出ました。堤防が決壊した渋井川、比較的小規模な川の支流でありませ。今回この支流が決壊して大きな被害が出た原因について、専門家は、本流の水位が高くなって、支流の水が流れにくくなるバックウォーターといわれる現象が発生した可能性があると指摘していることが、NHK初め民放各局で報道されました。そして、このような現象が全国どこにでも起こり得るという指摘も行われておりました。

当町では、近年、大雨、豪雨の際に市川水位が上昇し、避難準備勧告を発表した経緯があり、また、七種川の水位が上昇したという経緯もあります。早急に雑木の除去を実施するべきと思われるのですが、いかがでしょうか。

また、先ほど述べました有害鳥獣の対策という面でも、ブッシュと呼ばれるような茂みが、やはりそうした面でも対策してほしいという声も聞いておるところでありませ。

くずの除去については、根茎がある限り根本的な除去は難しいということのようですが、雑木の除去については、以前取り組みの実績があり、ぜひ喫緊の課題として対応を望むものですが、いかがでしょうか。

まちづくり課長 今、議員がおっしゃいましたように、河川内に生えている雑木等につきましては、川の水位低下といたしますか、これらに寄与するものと考えておりますが、県におきましては、市川の管理について、長年の懸案事項であります神崎橋下流の右岸のことについて、今現在取り組みをさせていただいているところでございます。まだ解決に至っていない状況であります。解決に向けた取り組みとして、まずは木竹等、この場所における木竹等の伐採を最優先で行っていくということで聞いております。

ただ、限られた予算でありますので、出水期の対応でありますとか、災害等緊急対応がなければ、今年度予算の範囲内で神崎橋下流右岸の木竹等の伐採を行っていくと聞いております。

また、駒ヶ岩付近につきましても、地元のご協力等ありまして、ほとんど除去した状況でございますが、まだ一部投棄されたと見られる土砂等残っております。これらの除去につきましても、今申しました神崎橋下流の右岸と合わせまして、今年度予算で対応していきたいというふうに聞いております。

したがいまして、議員ご指摘の河川内の立木の除去につきましては、区長会からも要望いただいているところではあります。引き続き県に要望をしていきたいというふうに考えております。

石野光市議員 皆様ご承知のとおり、この市川の水位の上昇ということで、避難準備勧告が発表されるその対象の区域というのが、いわゆる香福橋以北という形で、一番広い範囲でなったというのが、今から5年ほど前でしたか、市川町の鶴居のあたりまで、広い範囲にわたって市川の水位が上昇したという、ダムの放流の問題とか、さまざまな要因はあろうかと思えますけれども、現実結果としてこの香福橋以北でたびたび水位の上昇による避難準備勧告というものの発表という、この事態というものはやはり重く受けとめる必要があるというふうにも思っております。

こうした背景なり経緯もきちんと県のほうにもお伝えいただいて、こうした課題が早期に解決していくように、取り組みを求めておきたいというふうに思います。

続いて、水害対策についてであります。

牛尾議員の質問にもありましたけれども、いわゆる南田原では豪雨の際に自動車道路と幹線道路に区切られた低地での浸水が起りやすいという、地形的な要因というものがあるといふふうに思われます。川すそ川の改修による効果が期待され、工事の速やかな進捗を望むところですが、なお不安の要素、要因はあると思われるところであります。水路、河川の管理とその幹線道路などを横断する暗渠部分についての点検と容量、構造についての確認、また、大雨の際の浸水、雨水の滞留の状況などからも、検討、検証していく、記録をしていくという作業も必要と思われるところですが、いかがでしょうか。

上下水道課長 大雨の際の浸水等の状況につきましては、下流部分の整備ができていないこと等が考えられるため、まずは川すそ雨水幹線の整備を優先して進めていきたいと考えています。

下流部分の整備が整った上で、周辺水路等の状況を確認しつつ、必要に応じた対応を検討していきたいと考えております。

石野光市議員 道路を横断する暗渠部分については、やはり定期的な点検というものも必要で

はないかと思いますが、現状としてその辺の問題はいかがでしょうか。

上下水道課長 道路部分の暗渠部分について、浸水している箇所も確認はさせていただいております。しかし、下流部分の整備ができていないため、水の流れ等が遅くなり、浸水等の原因となっている部分もあるため、下流部分の整備を進めることによって、状況の確認をした上で、対応策を検討していきたいというふうに考えております。

石野光市議員 断面の問題と傾斜というんですか、そうした問題。また、下流部でのそうした水の流れというふうな、いろんな要素があって、浸水対策というものも考えていかなければならないというふうにも思っております。今進めている川すそ川の改修が順調に進んで、さらに次の段階に進んでいくということを願っているところです。

同時に、そうした面での配慮というものも、同時に考えていっていただきたいと思うところです。

状況として、下流から取り組んでいくということもよくわかるんですが、こうしたものというのは、やはりその時々点検というものも必要かと思ったりするものであります。そうした点について、いかがでしょうか。

上下水道課長 今、議論に挙がっております川すそ雨水幹線の部分につきましては、ほかにも支流として西光寺雨水幹線とか、田原雨水幹線などの支線も計画では持っているところです。

しかし、一番最初に幹線部分の整備を進めた上で、その状況も踏まえながら、支流部分の整備をしていく必要があると考えておりますので、そのあたり、整備ができた時点で状況を確認して、対応策を検討していきたいと考えております。

石野光市議員 河川整備、下流から進めていかなければならないという基本的なところかとも思います。進捗の状況を見ながら、そうした面についても配慮をして行っていただきたい。点検も進めていっていただきたいと思います。

続いて、学童保育園の運営について、お尋ねいたします。

町の直営という形で当町ではずっとこの間進んできておまして、教育委員会直轄の事業として、当町では取り組んできていただいております。利用者の意見、要望を聞いて反映する取り組みというものについて、一定のこの期間を経過しております中で、検討はされているでしょうか。

学校教育課長 学童保育園に関しまして、保護者から受けました意見、要望については、学童指導員の意見も聞きながら教育委員会で検討し、必要と判断した事柄については、事業に反映をしております。

例えば、当初やっておりますでした始業式、終業式、入学式等の日の授業後の保育を途中から開始しているようなところも、利用者の意見を反映したものと考えております。

石野光市議員 日常的ないわゆる出来事に対するいろいろな意見でありますとか、そうしたいわゆる日常的な意見要望というふうなものを受けとめる、そうした仕組みというふうなものについては、いかがでしょうか。

いわゆるほかのところの学童保育園などでは、やはりメールで受けとめるとかいう、広くその発信、受信がしやすい形でのそうした配慮というふうなものも、今の時代でありますから、検討されたらどうかというふうにも思うところですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 保護者からのそういう意見等については、当然学童保育の指導員が受けるということもございますし、それから直接教育委員会のほうで受けることもござい

ます。そういう意見については十分検討しております。

また、各保護者への連絡ですけれども、現在のところは学童保育園の入り口に連絡事項を大きく掲示しまして、迎えに来られた保護者の方に確認をしていただくという方法をとっております。今後もこの方法で進めていきたいと思いません。

中には、その連絡内容を見なかったという方もおられますので、指導員のほうからは保護者の方へ送迎に来られたときには必ず掲示板を確認するように周知をしていきたいと考えております。

石野光市議員 経費の節減の面とか、とにかくそのふだんに指導員の方と保護者が会話をするというか、声かけというふうな効果もそうしたことにはあるかなとも思います。

何でもかんでもメール配信、文書だけでなく、そういう声かけも含めて、情報がきちんと伝わるということになればいいとは思いません。

一方で、文書、メモというふうな形でのやはりきちんと残っていく形での伝達方法というふうなものについても、それぞれメリットデメリットというのはあると思いますが、検討はあってもいいのかなというふうにも思ったりします。

開設日の設定についてであります。

この間ずっとこの近年、8月17日は休園ということで進んできているようでありまして、保護者から8月17日については開設を望む声を聞いているところでもあります。

8月17日について、休園とする根拠はどのようなものなのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

学校教育課長 福崎町の学童保育園の休園日につきましては、福崎町学童保育園設置及び管理運営に関する規則で定めております。8月17日を休園としている根拠は、この規則になります。休園日として定めております日には、日曜日、祝祭日、それから夏のお盆前後では8月13日から17日、年末年始としましては、12月29日から1月5日としております。

石野光市議員 8月17日についてはお盆の一部というふうな形の考え方かもしれませんが、やはり社会一般で8月17日というふうになると、いわゆるお盆は済んでいるというふうなことであります。職員の厚生とか処遇の問題とは別個に、この8月17日という問題については考えるべき性質の問題というふうに考えるものであります。

やはりその職員の厚生、処遇という問題では、いわゆる夏休みをかわりに、順番にとっていくというふうな形のとり方、いわゆる夏季休業日の設定というふうな形で、全体の休園日という形ではなくて、職員間で調整をしていくような夏季休業日の設定という形があってもいいのではないかと。8月17日の休園については、見直しをしていいのではないかとというふうに保護者の方の意見なども聞きながら思うところですが、このことについて、改めてお尋ねをいたします。

学校教育課長 8月17日の休園につきましては、当初定めました規則に記載しているところをごさいます、今議員が言われましたように、指導員の休みの都合でこの17日を休園としたものではございません。学童保育園が始まってから、来年で10年目を迎えようとしております。運営に関する要望も聞いておりますので、開園日等も含めまして、見直しについては今後の検討課題と、来年に向けた検討課題とさせていただきたいと思いません。

石野光市議員 保護者の方の意見も聞いておりますので、積極的な方向で、この問題について検討を深めていっていただきたいというふうに思います。

議

以上で、私の一般質問を終わります。
長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。
本日の一般質問は、これにて終了といたします。
以上で、本会議3日目の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会をいたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時38分